

奈良国立文化財研究所年報

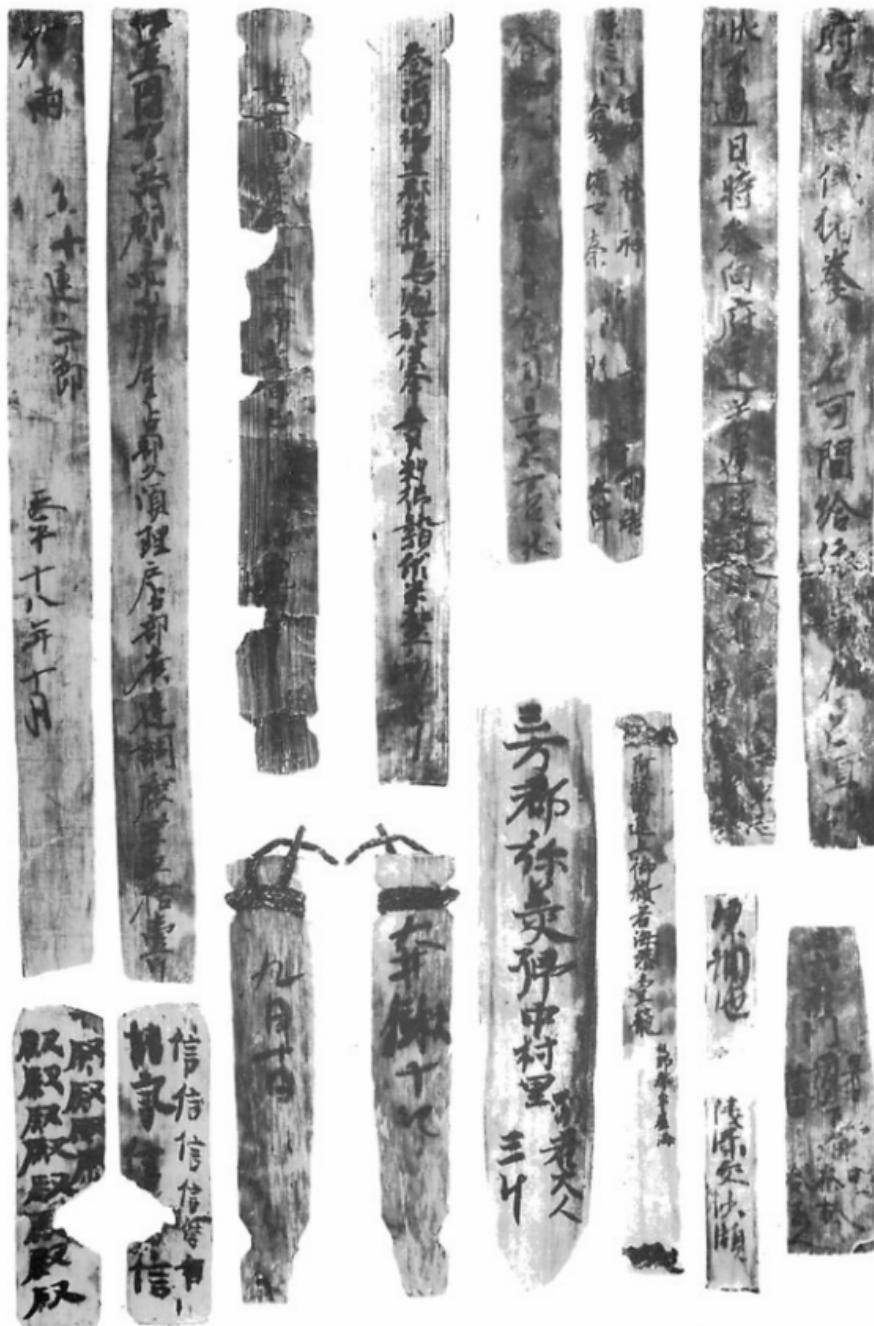
1 9 6 4

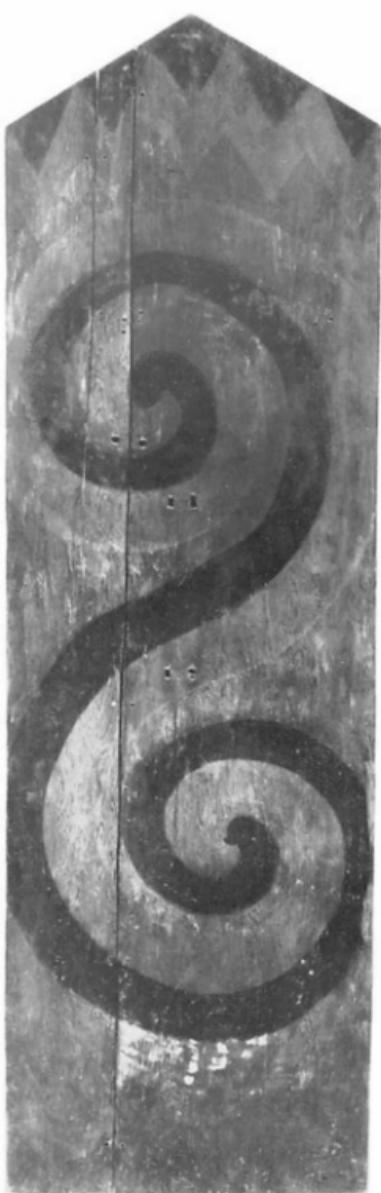
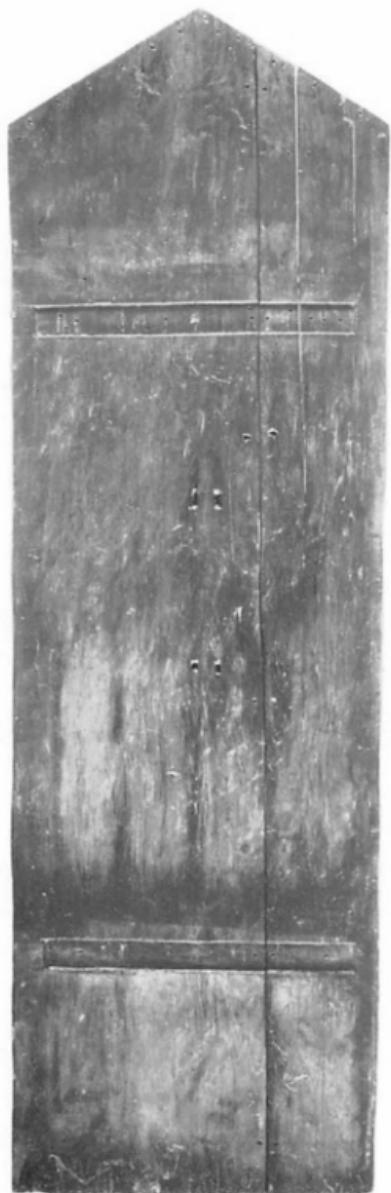


奈良国立文化財研究所

目 次

緒 言	1
第13次平城宮発掘調査出土の木簡	2
西大寺彫刻調査概要	9
舞鶴地区の美術工芸調査	15
後西院御所茶座敷の指図	21
写真測量の文化財調査への応用	24
一乘院発掘調査概要	26
仁和寺所蔵「本尊隨法不同事等」紙背文書	31
昭和三十八年度平城宮発掘調査概報	35
奈良国立文化財研究所要項	40
平城宮出土隼人榜	
多羅寺藏孔雀文磬	
興福寺一乘院出土円鏡	
唐招提寺藏菩薩頭部実測図	
平城宮出土木簡	





平城宮出土隼人柄

多 福 寺 藏 孔 風 文 碑

興 福 寺 · 僧 院 出 土 銅 碑

0

20

40

60

80

100 cm

唐招提寺藏菩薩頭部実測図

緒言

言

文化財といえど、此の多くの人達は、とかくこれを過ぎ去つた古い時代のもの、もう今のわれわれにはそんなに設立たないもののように考え勝ちであるが、ほんとうの文化財とは、そんな小さなものではない。それは一つの民族が、それぞれの生活の中から、ほんとうの生きる叫びを何かの形としてあらわしたもので、そこにはまつたく偽りのない生きる喜びがあふれている。したがつて、それ等の文化財は、今われわれがこれからどうして幸福な生活を営んでいこうかと考えるための、もつとも好い指針であり、またその規範ともなるべきものである。そして、それはただ詞だけの概念としてあらわされているものではなくて、われわれの直接の感覚にうつたえる造型として伝えられているところに、大きな価値があるものといわなければならないだろう。例えば、一つの建造物にしても、その形なり、その材料なり、その組み立て方なりに、それぞれその土地土地にもつとも適したもののが用いられて、はじめてそこにもつとも快適な生活が考えられるといったようなことである。それを如実に示してくれているのが、文化財なのである。これを無視して、今後のわれわれの文化生活などは決してあり得ないといつても、過言ではないだろう。

しかし、この文化財を調査し、研究して、これらを今後のわれわれの文化生活に役立たせることは、なかなか容易な業ではない。まずその調査においては、よほど正確にそのものの性格をつかまえなければならないし、次の研究段階においては、それこそ骨念に一つ一つその特性をおさえてからなければならない。そこには当然のこととして、一点のごまかしも許されない。そしてただ歴史の真実さだけが要求される。したがつて、文化財の研究とは、華やかな名論説を出すことではなくて、専ら努力の積み重ねでなければならない。二年や三年の机の上だけの研究ではなくて、泥と汗とともにまみれた十年以上の研究でなければ、何か一つでもものがいえるような成果が期待できるものではない。

奈良國立文化財研究所は、国の研究所としてはまことに貧弱なものではあるが、幸に文化財保護委員会をはじめ、関係各方面の絶大な御援助によつて、小さいながらもそれだけの研究成果を上げているつもりである。しかしまだ足りないところは大きい。やはり今後を期待しなければならない。

昭和三十九年八月

奈良國立文化財研究所長

小林剛

剛

第13次平城宮発掘調査出土の木簡

歴史研究室

木簡出土の地点と状況

昭和38年度第13次平城宮発掘調査において2ヶ所の土壌SK870・SK820から木簡が発見された。平城宮の発掘調査で木簡が検出されたのは、今回が3度目である。すなわち、昭和36年1月に6ABO区SK219土壌から41点出土したのが最初で（その詳細は「平城宮発掘調査報告Ⅱ」頁50以下に報告した。以下「平城宮報告Ⅱ」と略記する）第2回は、

昭和36年9月6ABO区SE311-B井戸から2点が検出されている（これについては、「奈良国立文化財研究所年報1961」に簡述した）。しかし今回発見された木簡は、総計約1,900点をかぞえ、内容的にも豊富なものを見み、質量とともに前2回を圧倒する発見であった。平城宮の木簡にかける期待は今後ますます大きくなつたといえよう。

SK870土壌は、第2次内裏の内郭築地回廊東北隅から北約40mにあたり、内裏の外郭内に位置する。この土壌から41点の木簡が出土した。現地表から比較的浅い土壌であるため、遺物の残存状況は良好ではなかつた。出土木簡には紀年銘がなく、土壌の埋没年時は明瞭ではない。但し「左衛士所」と記された簡があるから、左勇士衛と官名を改めた天平宝字2年8月から天平宝字8年9月の間ではあり得ない。

SK820土壌はSK870の東約28mのところにあり、第2次内裏の外郭内にあつて、外郭東面築地より約36m西にある。遺物の出土状態からみて、一時期のごみ棄穴であり、その埋没年代は年号の記載のあるものの約8割が天平17年4月から19年8月の3ヶ月にわたつているから、天平19年8月をあまりへだたらなかつたと推定できる。出土木簡の総点数は1869点である。

昨年10月公刊した「平城宮第13次発掘調査出土木簡概報」には約1,600点としたが、確認困難がこの概数を大幅にうわまわつたのは、その後の木質遺物整理の際に発見された断簡、零墨簡のものが、かなりの数にのぼるためである。

二、木簡の形態分類

「平城宮報告Ⅱ」で示したSK219出土木簡の型式分類に、今回出土したものとの形態を加えて、左にあらためて、現在までの木簡の形態分類をかげると、つぎの13型式になる。

6011型式、短矩形のもの、「平城宮報告Ⅱ」601型式にあたる。
6021型式、小形矩形のもの。
6022型式、小形短形の材の一端を頭にしたものです。

6031型式、長方形の材の両端左右に切り込みをいたるもの。「平城宮報告II」6031型式。

6032型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいたもの。「平城宮報告II」6032型式。

6033型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を失したもの。

6039型式、長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折りたたみして不明のもの。

6051型式、長方形の材の一端を失らしたもの。「平城宮報告II」6051型式。

6059型式、長方形の材の一端が尖つて、他端の形態が不明のもの。

6061型式、用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

6065型式、ある種の用途をもとと推定される木製品に墨書きのあるもので、その用途が判然としないもの。

6081型式、折損、腐損その他によつて原形の判明しないもの。「平城宮報告II」6081型式。



第1図 「紫菜」「左衛士府」

三、木簡の形状と内容

SK870 出土木簡

本簡の遺存状況はわるく、總点数41点のうち、完形もしくはそれにちかい形をとどめているものは、つぎの3点である。

「左衛士府」(6051型式)、「刑マ石次□□」(6011型式)、

「紫菜」(6033型式)

あとは、断簡ないし零墨類であるが、そのなかには、「...」^x「石六斗三石七斗五石」^x「石...」のように穀類(?)を計上しているもの、「建マ益人」、「波多都國□」、「他田床足」など人名を記載しているものが。ある。人名記載の箇がどのような性格のものか判然としないが、えて臆測するならさきの「左衛士府」の向と関連づけて、衛士の姓名を書き上げたものではないかともおもわれる。

SK820 出土木簡

形状 さきに述べた型式に分類すると、圧倒的に多いのは6091型式(削り屑)で975点(52%)、ついで多いのが残簡零墨で原形不明のもの(6081型式)が614点(34%)、この2種で全体の実に86%強をしめる。さらに、これをのぞく250点

(14%)についてみると、このなかには上半もしくは下半が失失して、原形が完全に確認できないものが65点あるから(6039型式、6059型式)、結局これをのぞく185点(全

体の1割弱)が完形もしくはそれにちかい形状をとどめているのである。

記載内容は大別して〔I〕(i)往復文書、(ii)伝票、帳簿類、〔II〕荷札、

付札類、〔III〕習書、楽書類の3種になる。

〔I〕(i) これには官司の差出す公文書と個人の解啓状がふくまれる。



第2図

前者の例としては、國書寮解(断簡)、勅旨紙を打つために三野部石鷲等を召喚している某司符(差出官司は第四等官が風と記されているから職寮の官門であり、内容上紙に関係したものであるから、さらに限定して、この差出官司は國書寮であるかもしれない)、某府移(上半矢)、某府(兵衛府カ)移(左所出雲国府、削屑)、某牒2点、某都司解、某解(充所用口關務所)などがあり、文書形式は省略されているが、召喚状とでもいべきものが兵衛府、某寮各1点づゝある。このほか官司名の記載のあるものを一括してあげると、中務、民部、宮内の3省が各1点、大膳職が4点、木工寮、内膳司、造酒司が各1点ずつある。民部省をのぞいてこれらの官司がいずれも、中務、宮内省に關係したもので

ある点が注意される。この点は出土下5人の兵衛がある。合点のついている茨田は、「下を下番」と解するが、なんらかの事情で番を下すことになったものであろう。(口絵する場合に参考になる。さらにさき

これは某官某日登あるいは夜の西宮南門および角門の守衛は日下部以下5人の兵衛がある。合点のついている茨田は、「下を下番」と解する。この点は出土地点の性格を考察すると、なんらかの事情で番を下すことになったものであろう。(口絵する場合に参考になる。さらにさき



第3図 SK 820 石

ると、兵衛府のものが数点見出されることは無視できない。実は兵衛府に關係したものは、右のもの以外に、内裏(西宮)の南門、角門、東一、二、三門、北門、北府などの守衛に兵衛を割当てるための札と考えられるものが断簡類あわせて55

点の多くが発見されているのである。それはたとえば左のような記載内容をもつ、

「日下マ、鴨

西宮南門茨田下角奈林

茨田 合五人」

これは某官某日登あるいは夜の西宮南門および角門の守衛は日下部以下5人の兵衛がある。合点のついている茨田は、「下を下番」と解する。この点は出土地点の性格を考察すると、なんらかの事情で番を下すことになったものであろう。(口絵する場合に参考になる。さらにさき

表1 門と兵衛

○カフコ内の数字は頻度数
○(西宮三門)は西宮東・二・三門を指す

門名	兵衛名
西宮南門(5)	上(2)、日下部(2)、茨田(2)、大野、春部、君子、舟米、船、室
角門(2)	鴨、達沙、丹比部、森林
西宮東一門(7)	茨田(3)、川上(4)、大吉(2)、放、石口、猪、君子、鶴部、室、矢田部、□
東二門(6)	奈林(3)、三郎(3)、穂(2)、主郎(2)、達沙、大屋、軒、多紀、鶴部、額田、柄前、尾張
東三門(2)	額田(2)、達部、各務、丹比部、鶴部、室、林、茨田、神
(西宮三門)	番長、安磐鳥、大原大魚、上廣足、田口牛甘、民金万呂
北炬門(1)	礎、石前、河内、坂井、堺我、田部、道守、錦部、八戸、義徳、若麻、尾張
北門(1)	日下部、堺
北扉(1)	大伴、服結
その他にみえる 兵衛姓名	茨田(3)、各務(2)、川上足利(2)、川上、河内、田口牛甘(2)、 上廣足(2)、室(2)、矢田部(2)、堺我(2)、大原大魚、春部、上廣足、勝、 神(2)、民(2)、錦(2)、堺(2)、麻(2)、林、三野、神、義徳、尾張

し、これが単なる割当
札でないことは、記載
事項のなかに「食南日
下マ太方呂状とか朝
夕料」とあるので同時に
に、食程請求もしくは
支給の伝票としての用
もはたしていたもので
ある。兵衛と判断さ
れる川内五百足、田口
牛甘2人の食程請求票
が2点ほかに見出され
ることも参照される。
のK820出土木簡のな
かで、兵衛に関係した
簡は、質量ともに大き
な位置を占めており、
さきの中務、宮内両省
関係のものと併せて、
この地点の性格を考え
る重要な材料である。
(表1参照)

個人の啓・解状とし
ては、某啓状3点、川上足利啓状(川
上足利は兵衛)、崩前大食人倭麻呂解
状(削り屑)、某解状2点(いずれも残
簡)、山口伊美古組糸進士状がある。
(ii) 支給伝票の例としては、
(表) 「錦部小浜給錦」
(裏) 「十(延)(切)付」
日々の支給を書きあげた帳簿様のも
のとしては第4図にかゝれたものがあ
り、請求伝票、帳簿の類としては、
三升請又廿四日古御酒三升(語)又廿五日
古御酒三升請又(語)又廿五日
十六文光(裏) 合參百老治除文
などがある。これらは官庁の吏務処理
につかたるものと考えられる。

このほか断簡類で文書の一断片をつ
たえるものが相当な数にのぼり、その
うち人名記載のあるものには、兵衛の



第4図

周防國赤坂郡美取郷凡海阿耶男御前傳
天平十七年十月廿日

第 5 國

周防國赤坂郡美取郷凡海阿耶男御前傳
天平十七年十月廿日

周防國赤坂郡美取郷凡海阿耶男御前傳
天平十七年十月廿日

ほか、真濱女・子刀自・五十上女・春日女・子奈女・玉敷女・大津女などの女姓名（采女）、奈良王・管原王・玉手王・川勢王などの王名がみとめられる。なお、本簡所載の人の名で中務少丞池田足繼は正史に載せられており、純日本紀天平宝字元年5月条に從五位下に叙せられていたのを初見に、天平宝字7年4月左少弁に任せられるまで5回みえている。

〔II〕 付札類には、調・貲・中男作物・白米・麦などの地方貢進物につけられた荷札と宮内で保管整理用につけた札の2種がある。

前者について現在確認できる総点数は125点である。内訳は糞が67点、贊が50点、中男作物が8点、白米・麦が10点で、そのいずれに属するか不明であるが地方貢進物の荷札と推定できるものが29点かぞえられる。税の種類によつてそれぞれに記載様式が認められ、調については、賦役令第2条（調皆附近條）の規定により、郡里戸主姓名、貢進者姓名、貢進物、数量、年月日が記される。但し戸主姓名、国名などの省略されることが多くあるが、これは簡におさめられる文字数に限界があることからくる略記である場合、同一貢進者の荷物が2個

以上になつた際に一方を省略して書く場合などの略法である。正倉院現存の古製銘文でも戸主姓名の略されているものが数点認められることも参考にすべきであろう。

貢進物の数量についてみると、正丁1人相当量のものと、その $\frac{1}{2}$ にあたるものがある。私は次丁・中男の輸量ではないから別の事情が考慮される必要があり、たまたま今回の本簡に、同年度同一人貢進の調札が3枚あることから推して、 $\frac{1}{2}$ 量は正丁1人分の調を3個の荷にわけて包装し、それぞれに札を付けたためと考えられる。天平11年伊豆国正税帳には、調鮎堅魚を買得する際の単価を正丁1人輸量の $\frac{1}{2}$ にあたる11斤10両（＝160束）で表わしているが、こゝにもたまたま正丁1人の調を3箇の荷につくる当時の慣行が示されている。

さらに郷里名に関しては後名抄にみあたらないものが數点あるし、郷里併記の箇で年時の明らかなものは、神龜4年から天平元年までの間に限られる。貢進物は塩が多く、ほか波奈佐久（？）、堅魚、鮎堅魚、鰯、肚羅腹、海松、銀、綿などであり、海産物は全国各地から、銀は備前・備中・備後から、總は西海道もヶ国からそれぞれ貢上され

ている。綿はいずれも4両1屯包で100屯との荷につけられており、貢進主体は郡である。

筑紫の綿は万葉集にもこれを賞したものがあり（336）、正史にも太宰府から綿を貢上させた資料が多い。貢進年時は、ほかの地方貢進物の大多数が天平17年から天平19年までのものであるに対し、養老2年から天平3年までと一時期さかのぼる。これはしかし、郡が府庫に納めた年時を示すものであるから、京庫にはいつた年時は判明しないが、天平19年を下ることがないとして、天平14年正月から17年6月におよぶ太宰府廃止の時期が何らかそれに関係があるようにおもわれる。府の廃止により府庫物は筑前国に付託することになつたが、その一部が京庫に運び込まれるようなことがあつたのではなかろうか。

綿とともに貢進署個人名が明記されず、郡擧単位に貢進されているものに懸がある。賦役令の規定では正丁1人3口となつてゐるが、荷札は、10口ごとにつけられ、備中賀夜郡大井郷からのものと推定される「大井郷十口」と略記された札もある。

以上調査物についてみると、綿をのぞいてはいずれも賦役令第1条規定の調査物としてあげられているものにあたる。なお、尾張国智多郡の調査札には年月日の下に郷長の署名のあるも

のが一点存することを付記しておく。

つぎに貢札であるが、断簡類をあわせた総点数50点のうち、36点が參河國播豆郡猿鳴・折鷦（佐久鳴）からものである。いずれも年時はしめされていないが、閏9月のものがあり、ほかの簡札の年時が天平17年から19年に集中していることを併せて考へるなら、天平18年もしくはそれに近い年時のものと断定してよいであろう。貢進物は大半が佐米でほかに赤魚、宇波加が各1点づゝある。貢進月は赤魚の正月をのぞいては、5・6・7・8月に集中しており、これはおそらく佐米の漁獲時期を示すのであらうが、なかでも5・7両月が多いのは、節月貢上という事情があるとおもわれる。両鳴の海部は所謂貢人であり、中世伊勢神宮領となつたこれらの鳴々は、奈良時代には皇室所領として貢進を命じられていたものであろう。貢進国はほかに武藏が4点、常陸が2点をかぞえ、東海道に多くみられる点も注意しておいてよいことであろう。貢進物は若海藻が多く、そのほか波・水母・多比薺などである。

中男作物は參河、遠江（2点）、越中、伯耆、美作、伊予の6ヶ国からあるのは郷擧に出されている。貢進物は、小鰯、堅魚、鰐、鮭、鰹などである。



第13 次平城宮発掘調査出土の木簡

白米については、貢進者個人名が明記されているものと、個人名が記されず国都郡で記載の完結しているものの2様がある。いずれも5斗ごとの荷につけられたものである。白米は、2月9日の日付をもつものがあり、正月から8月の間に貢上する稻米の運京時期に合致すること（田令稻米運京条）、また貢進國が阿波をのぞいては延喜民部式所載の稻米貢進國に一致することから、稻米と推定して誤りなかろう。

麦は單に「進上」とあるのと「官交易」とされて、いるのと2種あるが、後者については、天平9年和泉監正税帳の「納民部省年料交易麦肆解大麦二斛直桶拾束斜別」とあるのが併せ参照される。小麦二斛直桶拾束廿束」とあるのが併せ参照される。以上地方貢進物の荷札について大要を記したが、右にあげたものほかにも国都郡名を略記したもので、諸国からの荷札と推定できるものが數点あることを付記しておく。

つきに宮内の保管整理用の付札についてあるが、折版、長幅、籠、火爐などの器物類につけたもの、御取鮑、生蠣、蟹、麻鴨、鳴香などにつけた小形のもの、このほか織物につけた小片の付札が26点あり、

〔三〕 この類は今回出土の箇ではもつとも多數を占める。總点数の半数をしめる削り屑の内容はほとんどがこれに属する。同じ文字を書きつらねたもの、同じ墨のものを書きあげたもの、何回も削りとつて2重3重に習書したものもある。習書の手本となつたとおもわれる「文選卷第」などと記した箇、字類をみて書き出したと推定される「羊蹄」「鷹頭草」など草名のみえる箇、「莫離說書云々」と說書をおこなつたことを始めた文言のみえるものもある。「滑稽權大」「腸斷惜風景於也」の字句や筆のさびに書いた人物像や鳥の絵もおもしろい。「意夜志已々呂曾」、「津久余々美字我礼」など万葉仮名を記した箇もあり、國語史上貴重な資料とおもわれる。

（狩野 久）



第7図　阿波國板野郡井戸波多マ足人戸
秦人農日白米五斗

8 図
山口之比等
等々流刀毛
意夜志已々
呂曾

西大寺彫刻調査概要

美術工芸研究室

研究所創立以来、美術工芸研究室は、研究テーマ「南都諸大寺の研究」の一環として、昭和29年の唐招提寺調査の実施を最初として毎年南都諸大寺の調査をつづけてきた。

西大寺については、昭和30年に、総合調査を行ない、36年に結晶調査を、37年に工芸作品の調査を実施した。西大寺の絵画・工芸作品の全貌はこの両度の調査で明らかにされた。そしてその一部は36、37年度年報に既に公表した。

ところで、昭和38年度は、彫刻について調査を実施した。十なわち本堂、愛染堂、四王堂及び取藏庫に安置されてある仏像の実測調査、写真撮影及び調査作成を完了した。

彫刻の調査点数は38点50胴を数えるが、これらのいくつかは既に重要文化財に指定されている像であり、またそのほかの像でもこれまでに紹介されたものが少くない。しかし西大寺に限らず南都諸大寺の彫刻の多くはその存在こそ確かめられているが、なおその正確な山緒なり造立年代なり、あるいは造形史上の因果関係となると、まだまだ今後の研究に俟たねばならない問題点があつて、いわば研究は漸く褚についた段階にあるといわねばならない。

そこでまず新しく造立年代の明らかになつた像を一、三紹介し、最

後に西大寺の彫刻を観察する意味と、現存像の確認の為に、本年度までに調査した像を目録風に列挙しておく。もとよりこれらの諸像の中には、既に昭和30年度以降継続している「興正菩薩像の研究」の結果、その正確な山緒や造立年次が確認された像も含まれている。なお西大寺には本坊宝庫に江戸時代の小厨子仏10数軀が蔵されているが、こゝでは一毫省略した。

新たに造立年代の確認された諸像について紹介する。

弥勒菩薩坐像

本像は本堂東脇壇に安置される丈六（実測像高八尺六寸七分）の大像で、像内に鍾乳及び江戸時代の墨書きを確認した。そしてそれらの検討の結果、この像の造立年次と経緯を明らかにできた。詳細はすでに発表したから、それを参照されたい。（註1）

大黒天半跏倚像（第1図）

西大寺には2体の大黒天像があつて、その1体については既に紹介されたことがある。（註2）本像はそれとは別な、現大黒天堂の本尊で、左肩に大きな袋を負い、右に半跏趺下げの姿勢で腰を降した大ぶりな像である。造形手法はおおまかな姿態構成をもつて、いかにも福々しい風貌に造つてあるが、細かに見ればかなりの形式化と簡略化がめだつ。ところで本像の底裏板および額納内ぐりに次の墨書きが見られる。

角寺於地藏院

于時永正元年子十一月朔日彫刻刀始

同十二月朔日首尾三十ヶ日造畢

作者南都海竜王寺地藏院住仙算（生五十一歳
訖于三月）

木寄番院奈良留院七郎太郎 生年五十一

勘進比丘西大寺四対住僧宣春房

住持長老高仲大師通門上人

右無始已來師長父母乃至三界六道流転

衆生同詣佛果而已
〔頭柄内部墨書き〕
同十二月一日西大寺仁奉移置也

〔頭柄内部墨書き〕

勧進比丘

当寺四室

住僧宣春房

西大寺

（種子大日法身真言）

（べしら・ムシル）

（種子光明真言）

永正元年子十一月日

海竜王寺

地藏院住

仙算

そしてこれらによつて本像が室町時代の海竜王寺仙算によつて造立されたものであることや、仙算の当時の年齢、順次、さらに木寄番院として奈良留院七郎太郎の名が確認できる。仙算はこれより先、明応七年に白寺の太山王像や司禄像を修理した仏師であるが、本像墨書きによつて彼の遺作が新しく確認されたわけで、この期の南都造像史に一資料加えたことになる。

地藏菩薩立像（第2図）

本像は右の大黒天像とともにこれまで仙算の遺作であり、当代の造像活動が知れる好資料である。本像は桧材寄木造りの素木像であるが、

像内から永正十一年造立を明記した次の納人文書類が確認された。

- 一、地蔵菩薩頭部 一箇
本造前後頃 頭長七寸五分 面長四寸三分 面幅四寸

- 一、舍利及び舍利奉納書 三十三粒四紙

- 一、志趣書 一紙

- 一、結縁者文名 八紙

- 一、地蔵宝号 九紙

- 一、地蔵諸仏 一紙

- 一、奉加書 一紙

- 一、その他 六紙

- 殊に右の志趣書の文末に番匠宿院源四郎の名が確かめられ、仙算はまた本像を含むその大方の造像に当つて常に宿院番匠を從えていることと、本像の造形手法が、この時期以降に名称を替えて頻出する南都宿院伝師の作例と同巧である点が注目される。南都宿院伝師については從来詳しく述べられていないが、本像以後、弘治・永禄 天正と、

- 室町後期の南都で、寄木造り素木像の特異な造形手法をもつて活躍し

たいわゆる俗人伝師である。しかも本像を下限とする「宿院番匠」の自伝を「宿院伝師」「宿院傳師」「宿院傳所」と要えている過程には看過できない被等の性格の変化をえることができ、したがつて室町後期の南都伝師における特殊な様式系譜が本像を中心とする西大寺門徒の諸像に求められる点で、本像の造像史的意義は大きい。

行基菩薩坐像（第3・4図）

本像は古くは明治32年に旧国宝、そして現在は重要文化財に指定されている像である。³²⁾そして從来これは数少ない行基菩薩像の一體として、造立年代も鎌倉時代に比定されていた。「西大寺大鏡」によれば「（前略）本像は記録上その製作の年代を明らかにしないで、たゞ自作と伝へるけれども、それは天平より遙か下つて鎌倉時代に屬すべきもの、肖像彫刻としてその芸術的效果、行信、義潤、鷹真、道

第3・4図 行基菩薩坐像及豫紙

詮、良弁等に並ぶべくもないが、その制式の簡素又拘すべきものがある」と見える。しかし本像の造形手法を検討すると、大鏡の解説の如く鎌倉時代に相応させることは極めてむつかしい。まず形式的に整えられた彫法は姿態を凡庸なものとし、それは明らかに江戸彫刻の類型的な様式を示す。したがつて、例えば唐招提寺蔵の旧竹林寺行基菩薩像の如き、いわゆる鎌倉彫刻にみられる雄勁な彫法とはかなりの逕庭がある。またそのことは技法的に彩色、寄木の方法においても同様で、到底鎌倉期のそれとは考えられない。彩色は本地の上に反古版経を貼り、その上に施す。亀裂、割落の部分からは本地が露呈しているが、その本地は像内の着地と同様、江戸彫刻にみられる通有の恰材の性状である。寄木の構造は本軸にては前後、両肩、膝前崩ぎ、そして最も著しい特徴として近世特有の挿し首の方法が認められる。

これらは要するに通有の江戸彫刻の材、構造、様式を示しているもので、そのいずれにおいても鎌倉期的特徴は認め難い。果せるかな、それらを裏づける如く、台座半帖裏には、

南部菅原清源由

奉再興

豆 十五庚年冬十一月 五日

開山行基大菩薩影像

喜光寺住持

小慈鶴寂照

の墨書きがあり、これが行基に縁りの深い菅原喜光寺像で、享保十五年

(一七三〇)に再興されたことが知れる。また像底の墨書「喜光寺開山行基大菩薩影像」の筆蹟も右の墨書きと同巧であり、さらに現在同寺には本像を納蔵したものと伝える春日厨子が別にあつて、その朱漆書も

開山影像龕 享保 五庚
(或)年七月十一日
南部諸尊喜光寺住持寂照

とあるから、元来、像、台座(半帖)、厨子と一具であつたことが知られる。したがつて本像はこれらが具備された享保十五年中に再興造立されたものとみなければならぬ。

なお、本像の腹裏には文化六年(一八〇九)正月二日附、菅真賢の願文(包紙入)二紙が貼つてある。

一、文殊開山行基菩薩様

御智加ラをモテ日本國ニナハシマス
ルクライの出家ニナリマスルヨ

一光い子加ウ所

菅真賢(印)

一、三世諸仏様
文化己巳正月一日

御智加ラをモテ日本國ニナハシマス
マするクライの出家ニナリマスルヨ

一光い子加ウ所

文化己巳正月一日

菅真賢(印)

一、重文 阿弥陀如来坐像（墨宝額四色のうち） 一軸

（豫内に弘安三年造立の納入文書がある。私印苦春
作（註8））

本造透詰 梁高一尺四寸八分 小良時代

一、重文 吉祥天立像（墨宝額） 一軸

五軸

本造乾漆 梁高六尺五分 平安時代

一、重文 十一面观音菩薩立像（四王堂） 一軸

五軸

本造透詰 梁高一尺九寸三寸五分 藤原時代

一、重文 一面觀音菩薩立像（四王堂） 一軸

五軸

多くが鎌倉中期以降の造立になるものであること
などが指摘できる。これは西大寺の沿革を考慮すれ
ば、極めて当然ことであるが、しかしながらそれら

の歴史的な性格や因果關係の阐明については今後
に課せられた問題が少くない。例えば、四王堂四天
王像のように、その邪鬼の技術的な問題、またその
本軸の造立年代の問題あるいは鎌倉中期の善滅

一、重文 四天王立像（四王堂） 一軸

五軸

の透詰や因果關係の阐明については今後
に課せられた問題が少くない。例えば、四王堂四天
王像のように、その邪鬼の技術的な問題、またその
本軸の造立年代の問題あるいは鎌倉中期の善滅

一、天部形立像（本坊本堂） 一軸

一、重文 木造像 梁高一尺六寸四分 平安時代

一軸

一、地藏菩薩立像（本坊本堂） 一軸

一、重文 木造像 梁高一尺二寸三分 平安時代

一軸

一、重文 愛染明王坐像（愛染堂本尊） 一軸

一、重文 木造彩色像 梁高一尺四分 鎌倉時代

一軸

（豫内に宝治元年造立の納入文書がある。私印苦春
作（註9））

一、地藏菩薩立像（聚宝閣） 一軸

一軸

一、地藏菩薩立像（聚宝閣） 一軸

一、重文 木造透詰像 梁高八尺六寸七分 鎌倉時代

一軸

一、四天王立像（愛染堂）

四軸

木造墨本
像高

持国二尺一寸一分

増長二尺一寸一分

廣目一尺二寸一分

多聞一尺九寸七分

牛 王（乘宝車）

木造彩色
變長一尺四寸六分

一、天部形面部（乘宝車）

木造彩色
變長一尺五寸四分

一、如意輪觀音坐像（本堂）

木造彩色
像高一尺六寸

（像底に南宮子退寺の墨書きがある。）

一、阿彌陀如來坐像（乘宝車）

木造墨漆
像高一尺三寸七分

（台座裏に貞享元年の墨書きがある。）

一、阿彌陀如來坐像（乘宝車）

木造墨漆
像高一尺六寸

（像底に南宮子退寺の墨書きがある。）

一、阿彌陀如來坐像（乘宝車）

木造墨漆
像高一尺八分（像底に南宮子退寺の金剛峯塔院一切施主尼姓紙
一卷がある。佐藤法雲聖通運長作。同寺愛染堂本尊の
模刻。）

一、愛染明王坐像（本堂）

木造彩色
像高一尺八分

（台座裏に享保十五年再興の墨書きがある。）

一、重文 行基菩薩坐像（乘宝車）

木造彩色
像高一尺二寸一分

（台座裏に享保十五年再興の墨書きがある。）

一、弘法大師坐像（御安慶）

木造彩色
像高八寸九分

（像底に京保十九年の墨書きがある。）

一、興正菩薩假尊坐像（乘宝車）

木造彩色
像高九寸七分

（台座裏に天明元年の墨書きがある。）

一、興正菩薩假尊坐像（乘宝車）

木造彩色
像高一尺二寸一分

（台座裏に天明元年の墨書きがある。）

木造彩色
像高一尺五寸三分

江戸時代

（本像は愛染堂安置の弘法（年造立假尊坐像の模倣）
像高一尺三寸一分 多聞一尺九寸七分

江戸時代

一、不動明王立像（乘宝車）

江戸時代

木造彩色
像高一尺五寸五分

江戸時代

（台座裏に己酉（延文九年）三月吉日妙光院賛の
墨書きがある。）

江戸時代

一、威月和尚像（本堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺九寸九分

江戸時代

（後底に喜光寺中興成月大和僧の墨書きがある。）

江戸時代

一、阿弥陀如來坐像（本堂）

江戸時代

木造墨漆
像高一尺九寸六分

江戸時代

一、阿彌陀如來坐像（御安慶）

江戸時代

木造墨漆
像高一尺一寸一分

江戸時代

一、愛染明王坐像（愛染堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺五寸分

江戸時代

一、愛染明王坐像（愛染堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺一寸

江戸時代

一、不動明王立像（愛染堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺五寸六分

江戸時代

一、不動明王及二童子立像（本堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺三寸三分

江戸時代

- (1) 長谷川誠「西大寺本堂外勧業美術坐像」（大和文化研究第72号）参照
 (2) 小林剛「西大寺の大黒天像」（「大和文化研究」第45号）・「昭和36年度西大寺調査」（奈良國立文化財研究所年報一九六二）参照
 (3) 文化財保護委員会「指定文化財総合目録」参照
 (4) 奈良國立文化財研究所史料第三編「西大寺御室伝記集成」所収「行夫年譜」卷之參照
 (5) 小林剛「西大寺愛染明王坐像」（同上）第800号所収）参照
 (6) 小林剛「西大寺觀音如來像の銘」（「大和文化研究」第8号所収）参照
 (7) 註(2)参照
 (8) 小林剛「西大寺觀音如來像について」（「佛教芸術」第28号所収）参照
 (9) 小林剛「西大寺文殊菩薩像々内奉籠物」及「興正菩薩假尊坐の文殊信仰とその造像」（「大和文化研究」第4・49号所収）参照
 (10) 註(1)参照
 (11) 次掲註(12)参照
 (12) 長谷川誠「西大寺奥院地藏菩薩立像」（「大和文化研究」第49号所収）参照

一、弘法大師坐像（本堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺三寸

江戸時代

一、弘法大師坐像（御安慶）

江戸時代

木造彩色
像高一尺一寸一分

江戸時代

（長谷川誠）

江戸時代

一、弘法大師坐像（本堂）

江戸時代

木造彩色
像高一尺三寸三分

江戸時代

一、弘法大師坐像（御安慶）

江戸時代

木造彩色
像高一尺一寸一分

江戸時代

舞鶴地区の美術工芸調査

美術工芸研究室

舞鶴市教育委員会から舞鶴地区的美術工芸品調査の依頼をうけた。この地区的調査は、これまでなされたことはあるが、市教育委員会の計画で総合調査を実施するのは最初のことである。

調査の主旨は、この地区にはすでに早くから指定をうけている国宝、重要文化財、重要美術品はかなりあるが、このさうい、これらの物件を確認し、それら以外の彫刻、絵画、工芸作品の、いわゆる美術工芸品の調査をして、それらを舞鶴地区的文化史的基盤解明に役立つ資料にし、この地区に遺存する文化財を保存保護する行政的な面から、それらの作品リストを作成したいとの依頼であった。

市教育委員会の要望に答えることが出来るか、否か、は別として、私達の責務はかかる要望に添うべく努力することである。その意味で私はこの依頼に応じ美術工芸研究室全員が調査した。四月は二日間、七月は六日間、十一月は五日間の期間で都合三回にわたり調査したが、七月調査には京都国立博物館の毛利久技官の応援を仰いだ。

今度の調査対象場所は寺院のみに限定されたが、その調査対象の寺院は、円隆寺、多門院、金剛院、松尾寺、桂林寺、大聖寺、東本願寺

海臨寺、真宗寺、妙法寺、善福寺、医王寺、瑞應寺、仁寿寺、永福寺の三十一ヶ所及び西大浦千歳村の村共有のお堂など数ヶ所にわたり、調査總物件は三百二十一件余の多きを数えた。

一、工芸作品の調査

工芸作品が絵画、彫刻の作品に比してきわめて少數であることが注意を引く。件数にして三〇件にもみたない事実は全く意外であった。工芸作品は一般的にいつて使用による破損、さらに、誰れもが簡単に持ち運べる軽便さも手伝つて保存という点からみるとなかなか困難である。何らかの強い保存規範が講ぜられない限りは寺院であれ、個人であれ、長く伝えることは至難であろう。舞鶴地区も例外ではなく、どの寺院も仏器、仏具の類は殆んど新しい作品がおかれていた。

この地区に深い関係をもつ當時の一流文化人だった細川幽斎、三齊院からすでに離れた現状である。

今回の調査で知られたことは、作品に地方的作風の見られないことと、地方には地方特有の作風がよくみうけられるが、こゝではそれがみられない。このことは絵画、彫刻作品にも共通したものでこれは、

かつての舞鶴地区の文化のありかたを明示するものともいえよう。

また、作風はともかくとして、寺院に奉納された作品が

殆どの寺院に伝えられていくが、これらの作品から寺院

をとりまく信仰の実態などが

知られ、さらに、製作年代、作家名まで判明するのは郷土

史的価値の高い資料といわねばなるまい。その一二三を紹介すれば、

加佐岡田中室の般若寺にある鐘をみると、銅製で口径25.5cm、總

高さ35.5cmの作品で側面に

刻銘がみられる。

仁寿寺の鐘をみると、銅製で径25.5cm高さ33.5cmの作品で側面に

刻銘がみられる。

月後國加佐郡田辺郷水諸山仁寿寺常住周牧代

享保五年庚子十月廿四日古盤破替之

金童子作

また、永福寺の銅製で口径37.0cm高さ35.0cmの鐘にみられる銘は、

月波國栗田郡龜山精命山専念寺江

奉寄進平鐘右志之登運者

為松平氏前伊州大守源忠山公御菩提

為同普光院殿 前伊州起齊勇哲存光居士御菩提為史翁宗幽信士書

提
為淨屋妙清信女菩提

施主 墓山候校心海僧正 敬

法名 心鏡院宗登心眼宗春居士

貞享五歲九月御日

南無阿彌陀佛

忍辱子天代

治工洛陽釜座住 近藤丹波掾佐久

第11回 天日台 松尾寺

施主 上栗桐村庄屋 新官治郎寄附
吉 宝曆六年十一月廿六日

美桐上村境対山 正敏神寺什物

現住令者代

丹波福智山住 足立大和 藤原重次作之

とあつて、作者が知られるもの一つ。

仁寿寺の鐘をみると、銅製で径25.5cm高さ33.5cmの作品で側面に

刻銘がみられる。

月後國加佐郡田辺郷水諸山仁寿寺常住周牧代

享保五年庚子十月廿四日古盤破替之

金童子作

また、永福寺の銅製で口径37.0cm高さ35.0cmの鐘にみられる銘は、

月波國栗田郡龜山精命山専念寺江

奉寄進平鐘右志之登運者

為松平氏前伊州大守源忠山公御菩提

為同普光院殿 前伊州起齊勇哲存光居士御菩提為史翁宗幽信士書

提
為淨屋妙清信女菩提

施主 墓山候校心海僧正 敬

法名 心鏡院宗登心眼宗春居士

貞享五歲九月御日

南無阿彌陀佛

忍辱子天代

治工洛陽釜座住 近藤丹波掾佐久

とあり、元禄十五年に誰のがどんな理由でこのお寺に鐘を納めたかが知られ、その堂内の住職も知られる一つの記録であろう。

北畠寺の銅製の雲板をみると、堅19.0cm横48.0cmの作品で表面に刻銘がある。

これらの作品は、いづれも普通作品で、殊に技術的に優れた作品とはいえないが、作品に刻まれた銘文により製作年代、作者、製作由来などが明確に知られる点は貴重な資料と云はねばならない。年代が新しくともその時代におけるその土地、その寺院のありかたを知ることが出来る記録もある。この地区には、殆んど江戸期のものであるが、このような作品がどこに寺院にも伝えられることは一つの特色とも思われる。

数少ないが、年代もよく作風もいい作品を求める所。

孔雀文器（口輪）

銅製 紹和18.8cm 高さ8.2cm 滑張20.3cm

鎌倉時代

多羅寺藏

君は中國では古くから祭祀の際に楽器として用いられたもので、石製のものがはじめとされ、最も秀れたものは玉質のものとされていた。周末戦国時代頃から鉄銅製のものが作られたとされているが、わが國では奈良時代には法具としてすでに使用されている。平安朝に入つてから今みられる様な形式になり、法会の際の必須道具となつた。この器は作風もすぐれた片面だけに孔雀文様を鋳出している。座面は重井の蓮華で孔雀を向い合わせていて、その上に金剛杵が置かれている。しかし、胎もありに詩手で、股入りも浅く蓮華の中房の形式もまだ藤原的な姿をかなり残している作品で、鎌倉期も初期の作品とみられる。

天目台（第1圖）一基

松尾寺藏

木製朱漆箔押 高さ10.0cm 口径8.9cm 底径7.3cm 室町時代
天目茶碗をのせてある台であるが、もともと伝前に献茶の時、茶碗

をじかに置かずこの台が使用され、それが貴人への呈茶にも使用されるようになったと云われている。天目台は、はうつき、羽根、高台の三部分から構成され、その表面の装飾方法には朱漆、黒漆のほかに、彫漆、吉貝、荷葉、木地のまゝなどの種々の方法が用いられていた。この天目台は朱漆りで、はうつき、輪化形の羽根、高台の部分全面に金箔が押されたものである。普通根木穂と俗称されるものであるが、この台は成形も美しく整い、氣品がただよう優れた作品といえよう。ただ一基しか伝えられていないのが残念であるが、細川幽斎と深い関係をもつてこの寺院に伝えられていることは故なしとしない。

（守田公夫）

二、絵画作品の調査

調査した絵画作品の数は百五十一余件に及んだ。

それらの大半

は江戸時代の

作品であつた

が、その中に史料的価値をもつ注目すべ

き絵画作品を

いくつか見出

したことは意

義ある調査であつた、作品

第3図 不動明王二童子像 円隆寺

国 「松尾寺伽藍圖」雲門寺藏の「開山國師像」が挙げられる。
法華經曼荼羅圖 一幅（第2図）
松尾寺藏

絵本着色 78.0×68.3 鎌倉時代

本国の第一重には、釈迦佛、多宝仏の二佛が併坐している多宝塔。その周囲の八蓮弁の上には文殊、藥王、妙音、常精進、無量意觀觀音、普賢、彌勒の八大菩薩。その四隅には須菩提、舍利弗、目連、迦葉の四尊が配位されている。第一重には、得大勢菩薩などの十六尊がある。

卷留めに墨書「法華經曼荼羅 松尾寺現住本端修○○」

全体を通じて得られた成果は次の三點にしほらよう。

第一は、特定の地区という限定なしに資料的価値高く、重要な意義をもつ作品をいくつか指摘できること。第二は、特定人物の伝来をもつた遺品が、いくつか諸寺に伝えられていて、それらの作品より室町時代に生きた一人の人間活動及びその背景を推測できること。例えは智海僧正筆不動明王像。第三は、作品の紙背などにその作品の成立事情あるいは、伝来が記録されていて、舞鶴地区的歴史を理解しようとする時に参考になる「仏祖榮國」が諸寺に蔵されていたこと。この三點は、この地区に残る繪画作品にみられる大きな特色であり、殊に第三においては郷土史的価値の高いものといはねばならない。

「求聞持虚空蔵菩薩像」「不動明王像」「愛染明王像」「伝白馬寺古
「松尾寺伽藍圖」

第二の部類に属するものとしては、円隆寺藏の「不動明王二童子像」

松尾寺蔵の「永間持虚空藏菩薩像」「不動明王二童子像」「五大明王図」多羅寺蔵の「不動明王像」がある。松尾寺の「求聞持虚空藏菩薩像」と「五大明王図」以外は、いわゆる白描画であるが、度重なる修理に際しても当初の記録を失わずに書き留めていることは「智海」に何かの意味のあることを考えさせるであろう。

「月後興謝海國誌」(円後史料叢書第三輯)に「智海」については、「大聖院明応の頃、智海憲海兩高僧也。一宮の供僧也。智海は西に妙なり」と述べているのは看過することはできない。また、「月後風土記」(丹後史料叢書第一輯)によれば、「長寧二年」に「大聖院權大僧都真言大阿闍梨智海」と書写されており、これからみて、「智海」という僧侶が十五世紀後半に活躍したと想像される。この智海と、今回の調査で注目した智海とは同一人物と見て間違はない。まことに、

円隆寺の「不動明王二童子像」は、中尊の不動明王の胸部に、「アビラウンケン」の五字を梵字で書き、多羅寺のそれにつけては、図中の右方に、「バンウンタラーカギリーカ」の五字を梵字で記している。さらに、前者と同系のものとしては、松尾寺のものがあり、それには「弘治癸年五月吉日 一宮大聖院大僧都法印憲海書之」と、その製作についての諸事情を明らかにしている。それらは同系統の「不動明王図」と推定して誤りなく、恐らく、中世当国一の宮「龍神社」を中心とした修験の信仰遺品ではあるまい。

不動明王二童子像 一幅(第3圖)

紙本墨画 20.6cm×31.9cm

室町時代

円隆寺蔵

智海筆の「不動明王像」は多羅寺にも松尾寺にもあるが、この不動

明王・童子像においては、不動明王の胸部に「アビラウンケン」(梵字)を記し、図中右方に「智海 花押」と墨書。智海僧正の研究資料に重要な作品であろう。

多羅寺本尊図 一幅(第四圖)

多羅寺蔵

紙本著色 22.5cm×35.5cm

室町時代

本図は中尊に薬師如来、右下に烏帽子をかぶり襷をつけた羽衣姿の人物像を、左下には弘法大師の立像を描く一種の薬師三尊図である。

薬師如来と弘法大師の組合せも類例少ないものであろうが、尊名を定かにしない神像の侍立するのもまさに本國独自のものと思われる。弘法大師と密接な男神像といえば、高野明神をすぐ想起できるだろうが、本國のそれを高野明神と想定するのは差控えておきたい。中尊の薬師如来は、本り本尊と極めて似ている。恐らくそれを模写したものと考えられよう。従つてこの図は、多羅寺の一種の垂迹画と

理解すべきものではあるまい。

第三の部類に属するものには「涅槃図」がみられるが、この図は宗派にかゝらず広く行きわたつてゐる仏画である。この地区的調査においても、地霊寺、高福寺、宝寿寺、円隆寺、長江寺、大泉寺、本行寺、松尾寺、桂林寺等の諸寺に伝えられて、いづれもそれらの紙背には製作の意図、寄進者名、製作年代などが入念に墨書きされている場合が多い。したがつて、それぞれの「涅槃図」にまつわるいろいろな事情がよく理解されるのである。それらの多くは、寺院に關係深い土地の講の人達が費用を寄せ集め、京都あたりの仏絵師に注文するといふ、いかにも江戸時代的な仕組みで製作されている。そして、それは舞鶴を地盤としたそれぞの寺院の信仰的なこと、あるいは經濟的なことを伝えているので、「涅槃図」を主体とした信仰の伝播を考察するうえに貴重なものとなろう。舞鶴の歴史の一端を解明するためには取上げねばならぬ系譜である。

いまその一例を桂林寺の「涅槃図」をみると、この作品は絹本着色で275×275の大きいもので、この地区は伝えられている「涅槃図」のうちで作風もよく室町時代のものである。紙背の墨書きをみると、寄進者名略

右丹後国分寺涅槃像興行國富右京光信真
総師 城州 窪田又次郎 統泰
表具師 式部郷周芳
奉行 尊星
從大永三年壬午拾月九日

丹後守中國分寺雖為寺物子細有米津万福寺之寺物用之舊永禄九年歲涅槃像絹五幅常光院重門致勅進一幅雖仕立候此繪像如形成繪而候間永禄九年御脚仕此繪仕皆缺矣前之繪那ノ記之軍道俗貴賤男女一紙半錢之旦那等

権守 奈見禪門
同女 妙才禪尼
木戸 九兵衛

雲芳紹英信士
花見翁常春禪門
天育妙性大姉

この他、「慶安二年八月」には「絹師木村清順公」によつて修復され、「寛保四年」には「表具師田邊任中國松右衛門尉」により「文化十一年」には「田辺任住表具師吉兵衛」によつてそれぞれ修理されていることが明記されている。また、それに際して多数の土地の人達の寄進のあつたことも記されていて、この作品を通じて寺院とそれを支える人々のつながりがよく知られる貴重な郷土史的価値高い作品といえよう。

(清野智海)

後西院御所茶座敷の指図

建造物研究室

数年前唐招提寺森本管長が入手された真教法親王（南都興福寺一乗院門跡 宝永三年（1706）七月七日逝去）自筆の後西院御茶湯之記には、延宝六年（1678）から貞享二年（1685）までの間、後西院（新院）御所中で行なわれた茶会の有様が記され、その中には四種類の茶座敷の図が書き込まれている。（第1図A、B、C、D）

一方最近陽明文庫で閲覧した「後西院御庭御書院御門及御茶屋之圖」は、標題の示す建物の間取図であつて、その中にも三箇所に茶座敷らしいものを見出すことができる。（第2図A、B、D）

そこで茶会記に出て来る四つの茶座敷を掲載年代順に仮にA、B、C、Dと名づけ、これを陽明文庫藏指図と照応して見よう。

Aは延宝六年十二月九日に、近衛基經公と真教法親王を客として茶会を開いた小座敷（三晝晝日）である。その位置を陽明文庫藏指図中から探すと、北に延びた廊下の東側にあるもので、室の西側のほぼ中央に間口四尺ほどの床を構え、中央のやゝ北寄りに炉、床の北に茶道口、東北隅を欠いて、台目昇とし、その東北角に棚を作つており、その北と東には窓がある。茶会記の図では南側に引戸らしい符号と玄関という文字が記入されているのは、露地に直面した躰口の形式ではなく、外側に潜戸をもつ土間廊に面した一本引の板戸又は明障子を作つ

た外部への出入口の存在を示すものらしい。

Bは延宝七年正月廿五日で、その時の招客は青蓮院門跡尊

證法親王と真教法親王とであり、そこは西南端の斯にかこま

れた中庭に南面したもので、その斯の外側に待合腰掛（E）

が附置されたものである。同年七月二日には再びこの小座敷

が使われ、同年十一月十四日の場合はこの小座敷を四畳半と註記している。北側東寄りに床があり、その手前に茶道口、台目昇に寄つて炉がある。座敷の平面

第1図 真教法親王筆 後西院御茶湯之記 茶座敷指図（写）
A、B、C、D.（唐招提寺森本管長蔵）

は西北隅を除きその隅を欠き込んでいて、西南隅では南向に廻上り、東南隅の入り込んだ所は窓で、棚が設けられている。Cは延宝七年五月廿八日のもので、その日は前回同様近衛基熙公

と真教法親王とが伺公した。平三畳の中央より少し左方に寄つて炉が書かれているが、床はなかつたらしく、掛物を壁に掛けたと記されている。陽明文庫蔵指図と整合しても、一致するものが見当らないこと、特に炉の右側に「御茶屋」と書込んでいることから、それは庭園中に別棟として建てられた腰掛茶屋風のものであるらしく思われる。

Dは延宝八年正月廿日の茶会記にてて来る。Bの北側別棟の中にあり、南側のくぐりから入ると土間廻になつてお、その廻の中に廻上りが開かれていること、床は西南隅に東向に構えられていること、中央より少し北寄りに炉があり、その東側に中柱があること、床の北側にその平面が三角形をなす棚があり、その北に茶道口が開かれていることなどが特色である。

そのほか茶会記にはその間取が図示されていないけれども、延宝七年七月二日にはまづ御書院の座敷跡が書かれ、次に小座敷B（正月廿五日と「同じ御座敷也」と註記あり）同年十一月十四日の場合も御書院に次いで「御小座敷四畳半」とあり、更に六畳敷「御クサリノ間」の名も見えている。

陽明文庫蔵指図では、その茶座敷（日除を含む）の輪廓は滋花洞池庭（注）指図（国略）の北の方に書かれているそれと類似しているが、その東側と、北側とに途中で切れている廊が書かれている点が違う。また後に池中島上の環波亭と命名された茶座敷の輪廓は全く一致するが、同じ別棟であつても、茶屋のすぐ北西側の所にかなり近接して書き込まれており、その位置は全く異つていて、そしてこれらの建物のすぐ西側に幅せまい二本の平行線が書かれており、それが南北に走る敷地の

第2図 後西院様御庭御書院御理及御茶屋之図
（陽明文庫蔵）

西を限る築地附の存在(距離は一応疑問としても)を示すようである。

一方延宝度新院御所の図(國略す)を見ると、敷地をほぼ四つ割にした西南の部分だけは、築地附にかこまれたままほとんど空白となつてゐる。そしてその右上方(東北方)からの廊が、その築地附のところで折れ曲つており、その折曲つた所は廊のとりつく可能性を示すよう見える。そこでこの廊の折れ曲りの点に合せ、陽明文庫蔵指図の東廊末端(下点)を接着させると、茶室Bをかこむ附廊の西側の線までが二四間、その北側で測定した後西院御所西築地附までの間が六間、合計三〇間ということになる。また北廊末端(G点)を、宮内庁蔵指図の対屋脇縁南末端の一間(実線によつて閉ざされていない)に統く可能性があるので、そろえて見ると、先の間数より二間だけ西へ寄ることになり、三三間という数字が得られる。このように見て來ると、陽明文庫蔵指図は、その標題の通り、宮内庁書陵部蔵延宝度新院御所指図に記載されていない部分に相当するものとして、更に重要な資料であることが判る。思うに後西院御所在世当時、南北約六三間、東西約三三間ほどのこの区域内にはその北部に片寄つて、書院(サリ)の間を含む三つの茶座敷(A、B、D)があり、その前面に風雅な庭園があつたらし。そして陽明文庫蔵指図(第2図)と宮内庁蔵延宝度新院(後西院)御所指図(宮内庁蔵)とは、或時期に於いて(延宝六年より貞享二年迄の間)同時に存在した建築を書き分けたものと判断できよう。

(森継・牛川喜幸)

註

(1) 森継・牛川喜幸 京都御苑内に於ける長慶造系庭園遺跡、特に櫻花洞

後西院御所茶座敷の指図

について、奈良国立文化財研究所年報(一九六二)参照。

なお櫻花洞を先に後西院御所の庭園と解釈しておいたが、厳密にいりとて延宝度新院御所庭園以後の名称と解釈する方が妥当のようである。

(2) 宮内庁蔵延宝度新院御所、宜永度東宮御所指図などについては、東京工業大学の平井翠博士によつて考証を受けたものである。

平城宮出土墨書き土器

「體大郎
次女取不得 若取者笞五十」

上飾器杯 平安時代初期

第13次平城宮調査出土品

写真測量の文化財調査への応用

建造物研究室

写真測量には、飛行機から連続的に撮影した写真を利用して、種々の精密な測定を行なつたり地図を作つたりする航空写真測量と、地上で撮影した写真を利用して行なう地上写真測量がある。いずれの場合にも精密な三次元的測定が可能である。また測定、國化とは別に、写真から間接に地上の地物を観察し解説する判読作業も行なわれる。

奈良國立文化財研究所は、昭和30年以来3ヶ年にわたつて、東京大學生産技術研究所丸安研究室の協力を得て、航空写真測量により飛鳥地方について千分の一の地図を14面作成して、同地方の発掘調査に非常な効果をあげた。例えば、条里・寺地の復原が可能となつたことなどである。これは判読の範囲に入るが、法隆寺、法起寺附近で条里制度施行前と考えられる真北を指さない地割りの痕跡が航空写真によつて確認できたのも重要な副産物の一つである。

最近は平城京についても同様千分の一の地図作成に着手し、同時にモザイク(集成写真)も80万枚について完成している。その結果、「平城宮報告Ⅱ」第4章に述べたように、条坊の痕跡およびその輪員ひいては平城宮の中軸線の推定ができる。また平城宮北面大垣跡、市庭古墳の輪郭などを確認し、赤外線写真によつて池中にある土壘をも発見する等数々の成果をあげている。平城宮全盛の地図が完成すれば

条坊の研究に飛躍的な進歩をもたらすことが期待される。地上写真測量については、昭和34年鎌倉の大仏修理にともない、大仏の精密な実測に利用されたのが、わが國で写真測量を仮想実測に応用した最初の試みである。大仏の場合、作成された国を用いて仮想の表面積を測定し、別に測定された厚さと比重を乗じて、各部分ごとの重量と重心位置を算出したが、そのようにして求めた傾と実測値とが極めてよく一致したという結果がでている。

その後丸安研究室においてインドの建造物 大谷石仏の実測が行われた。またエジプトではアスワンハイタム工事で湖底に沈む神殿の建築、彫刻の記録に用いられたことなどが挙げられる。

今回の調査は、昭和38年9・10月文化財の実測調査に地上写真測量を応用することを目的として一、三のものについて試みたものでありその成果品は、(A)興福寺阿修羅像立面圖 (B)唐招提寺菩薩頭部立面圖 (C)海住山寺五重塔立面圖 (D)平城宮跡第12次發掘地盤平面圖である。作業は (a)撮影点の決定 (b)標定点の設置及び実測 (c)撮影 (d)國化の順序で行つた。

各作業に要した時間数は1表の通りであつて他の方法による実測に

比べ、相当短縮された。

(単位は時間)
作業所要時間表
A 7 国化機による測定精度は
標準点の実測値と国化機による
測定値との差で示される。

内に収まっているので精度の点で問題はない。
[A]については縮尺後、等高線 1 cm 每の図を作成した。正面背面の両方を撮影したが國化は正面についてのみ行つた。(第1図)
[B]については縮尺後、等高線 1 cm 每の正面、側面の立面図及び 5 cm 每の水平断面図を作成した。(口略参照)

[C]は縮尺 1/50 で北面の立面図を作成した。建造物に限らないが、長い年月を経れば各所に狂いが生ずる。とくに木造古建築の丸の荷重による屋根の経年変化の測定は困難である。そこで解体修理直後の海住山寺五重塔をえらび、毎年測定し、その変化を知ることを目的として行なつたので、結果は今後の調査をまたねならない。

[D]では、高さ約 7 m の塔から撮影した写真により、縮尺 1/100 の平面図を作成した。

遺構の実測には多くの日数と人員を要し、今後発掘面積が増大するならば、より一層迅速かつ正確に実測するためにも、写真測量の応用が望ましい。また、多数の遺物の実測にも応用できよう。写真測量は、他の測量に比べると歴史も浅く、まだ進歩発展の途上にあるが、作業が迅速で、精度にむらがなく、写真が保存される限り、撮影時の状態をいつでも再現できるし、測定だけでなく図面に表現出来ないものも、写真から観察判読でき、また複雑な構造物や曲線曲面について定量的なデータが得られ、これを統計的に整理することによつて重要な成果が期待できる。

全国にある数多くの文化財の写真測量による撮影とその写真乾板の整理保存が目下の急務であると痛感する。

(牛川嘉幸)

仮想の実測では、どの角度から測定するかをまず決定せねばならぬ。それが決定すれば、A 7 では任意の点の座標が、図上 1/100 mm まで測定できるから、複雑な曲線、曲面を定量的なデータによつて論じることが可能となる。美術史の分野において、かかる面での研究を一層進展させるためにも写真測量の応用が期待される。

第1図 興福寺阿修羅像立面図

一乘院発掘調査概要

建
造
物
研
究
室

一乘院は天禄元年(350)に創設された興福寺の子院であつて、大乗院とともに摂家門跡として著名である。創設以来康平3年(1008)治承4年(1080)仁治2年(1200)寛永19年(1642)と数度の罹災があり、明治以後奈良地方裁判所に転用されたが、なお寛安3年(1063)造立の宸殿・殿上が残されていた。

昭和37年に裁判所を含む奈良県庁舎付近の整備工事が始まり、旧一乘院の地下遺構の破壊が予想されたため、奈良県教育委員会はその発掘調査を計画し、38年3月当研究所にその協力方を依頼した。

調査に当つては期間・経費の関係で全敷地の発掘は不能であったので、宸殿付近は天禄以来の平面追求のため全面発掘、その他の地区は一乘院創設前の遺構探査のため幅3mのトレーンチを掘ることとした。以下建造物遺構・庭園遺跡・出土遺物別にその概要を報告する。

I 建造物遺構

寛永焼失面は現宸殿の地下約30cmにある。この面から礎石抜取痕跡や基礎鬼腹の塗喰面を検出し、寛永焼失の宸殿の規模を確認した。宸殿の東南部は塗喰面が南へつづき中門廊のように突出するが、東部には池があり、宸殿と突出部の関係を明確にすることはできなかつた。

寛永焼失面の下には焼
層が2と3層あつたので
各焼層ごとに遺構を追求
した。北部では東西に連
なる小疊敷の雨落溝を検
出したが、この溝底から

検出した寛永焼失の遺
構は向井のある桁行10間
梁間5間の建物と桁行5
間梁間2間の小建物であ
る。このうち前者は文明
頃かかれた大乗院寺尊勝
正筆の一乘院主殿指図
(興福寺蔵「貯藏絵図類聚
抄」所収)の平面と一致
し、寛永までこの平面で
存続したことが明瞭にな
つた。

寛永焼失面の下には焼
層が2と3層あつたので
各焼層ごとに遺構を追求
した。北部では東西に連
なる小疊敷の雨落溝を検
出したが、この溝底から

出土する遺物は様式上平安末期を下るものではなく、また雨落の位置が変つてないと認められた。さらに焼層との礎石跡の探索では、寛永焼失の痕跡はなかつたので、平面も平安末期以来踏襲されたと考えられる。たゞ西廂の1間は鎌倉中期の遺物を包含する遣水の溝と重複するので、途中で西廂が拡張付設されたとみられる。

天禄創設の一乘院に属するものは、最下焼層の下から検出された基壇と礎石地形と考えられる根固めの土盛りである。この基壇は西半は高い地山を利用し東半に盛土してつくられていて、この表面に根固めの土盛りがある。この土盛りの大半部分は敷度の造替の際削平されたらしく、4個所ほど検出したのみで、柱間は桁行9尺梁行8尺と推測できるほかは平面は不明であつた。またこの基壇を追跡してゆくと、東南部はやはり突出し、その南限は後世の削平で不明だが中門廊の前身として対屋のようなものが設けられていたことは明らかであつた。

次に創設の東半盛土基壇を撤去したところ、東西約20m南北約25mの土壘が検出された。この土壘内には焼土の堆積もみられ、観や施油陶器を含む土器片が瓦片とともに多數埋設されていた。また四半基壇を形成する高い地山は方形に削出されていて、その東邊に凝灰岩粉片が南北一列に付着していたので、一乘院創設前にここに凝灰岩基壇をもつ建造物があつたことが想定された。

一乘院創設前の遺構探査のため掘ったトレンチからの所見では、ほかに高く削出された地山が4個所ほどあり、これらも建物の基壇でな

いかと疑われる。(註1)

以上各時期ごとの調査結果を略述したが、一乘院創設前のこの位置は興福寺下階僧房の北、正倉院の西に当る台地上にあり、立地条件がよく、この付近に興福寺の主要な建物があつたとみられる。一乘院が創設された際、この敷地が整地されることから想像すると、遺物が土壤内に抛擲されたのは延喜

4年(805)もししくは延長3年(863)の興福寺の火災に關係するので

はなかろうか。(註2)

一乘院創設の際

寝殿が直ちに造られたかどうか、は不明だが、よじめの寝殿は寛永までほぼその

位置で造替されている。なお治承の興福寺焼亡

後義和元年(1180)

に仮再建された

第2図 一乘院 上殿指図

第一乘院遺構実測図

一乘院の遺構は発掘から確認できなかつた。その後一乘院が再建されるのは文治4年(1185)であり、また仁治の焼亡後建長2年(1250)に新造されるが、西廻が1間付設されるのはこの時とみられる。

現在唐招提寺に移築された慶安再建の建物は位置を変えさらに南に建てられたが、旧平面と比較すると宸殿・殿上とも拡張して建てられており、とくに殿上は中門廊の発展形態としてみられ興味深い。

II 庭園遺跡

(工藤圭章)

発見できた庭園遺跡は、宸殿西南隅を斜めによぎる一条の遺水跡の地形、および数個の庭石と中世宸殿北面の池庭である。

遺水は幅15m深さ50cmであつて、宸殿中央をとおる南北・東西内トレーンチや宸殿西南隅で検出され、現地表より約55cm下に地山を急勾配に削り、おののの地層の勾配の変り目に自然石をすえたものであつた。これは宸殿東南方から西北方向に向つて流れるものであつて、建長再建のころまで存続していたことから、その築造が初期宸殿の造営と殆ど同時期なわち藤原時代であろうと考えられる。

さらに遺水の水路は慶安度の唐門(それは前もここに表門があつた)西側付近から導入されたものと推定され、宸殿前面で広大な池庭を形成していた効算もある。

次に北面の池庭であるが、慶安宸殿の北縁先から北方へ約10mの地点から25mの地点にかけて現地表から約50cm下方の地盤に、根石をおかあるいは単独に据えられた数個の自然石が検出された。これらの石は地層の変り目に据えられ、またこれらの石を境にして一方は著し

く壅んだ粘土層の上に汚れた腐植土を堆積している状態から推して、これらの遺構は慶安の宸殿と北書院との間にそれ以前から存在していた池庭関係の水際に相当するものと考えた。またこれらの石や地形をその東部で検出された自然石の集團と綜合してみると、江戸時代末に書かれた一乘院御殿古図（原図本谷用家蔵戦災で焼失）の泉水の線や、先年電気探査によって推定して水際の線とよく一致していた。

以上の検出した遺構を記録と照応すると、遺水は一乘院文書（大倉山精神文化研究所蔵）に書かれている永寛2年（1666頃）、水谷川より導水して築造された庭園用水路の跡とみられる。北面池庭は一乘院坊官二条右衛門記の寛永19年12月9日の条に記されるものに該当し、記録には「善」という施設が造つたとあることから、當時大乗院寺方貞正の招きにより奈良で活躍した庭作善阿弥の業績に關係あるものと考えられよう。

第4回 器物軸測圖 下段 検出施設

ともあれ遣水遺跡は平泉毛越寺大泉池畔でしか検出できていなかつたし、またそれが承久5年(1203)頃と推定されるのに対し、より古い遣水の地形と石組が確認されたこと、また宸殿北面で寛永の火災で大破したこと等を割りしても、全く確認できなかつた善阿弥の作風を幾分でも推知できる庭石を伴つた遺構の一部を検出することができたこと

はこの発掘の大きな収穫といふべきである。

森一

三 出 土 遺 物

遺物は、主として宸殿下の土礫と同様南側の瓦溜りから発見され、施釉陶器を含む土器類、各種の瓦類、少量の銅錢・金属器・石製品、ガラス製品など、奈良時代前期から近世初頭におよんでいる。注目されるのは、宸殿下の土礫から出土した土器類、なかでも施釉陶器や陶器類である。施釉陶器では、縁付陶器(蓋・杯・碗・鉢釜・火鉢?)・椎輪?・多數をしめ、少量の三彩陶(蓋・杯・火鉢・香炉・臺)と二彩陶(長頸壺)がある。陶器類では、円窓35点、八花窓1点、鳥と亀の動物形のもの2点に杯や蓋を転用したもののが10数点ある。その他に灰釉を施した水瓶、淨瓶の類を含む須恵器、量的には最もも多い土師器など、整理後は重要な基準資料になる一括遺物である。(八賀晋)

註

- 1 これらのうち最も南のものは登大路の施釉工事の際に調査され、興福寺下階傍ノ北の小字房の一部とみなされている。
- 2 延長4年興福寺焼(『興福寺伽藍記』延長3年下階房馬道東焼) 貞信公記
- 3 奈文研年報1962の参照

5 一乗院文書(大倉山精神文化研究所蔵)によると、寛治7年(1080)に池が掘られ、大正屋にその名を換へさせ「金剛池」と命名した由が記されてゐる。その池名が、宸殿の前面にあつたものを指すのか、宸殿の北(後方)にまわつていたのか、或は前(南)後(北)池併用型であるのかは明らかではないが、昭和38年12月から、39年1月にかけて旧一乗院店門跡附近一帯の発掘調査が行われた際にも、店門跡の西寄に於いて池又は幅ひろい本路の南限らしい跡が検出されているのである。南(即)通庭の存在と、その形態の確認は今後の調査にまつ外はない。

6 森一 奈良國立文化財研究所学報第6編42~45頁

第5図 宰殿下検出円窓

仁和寺「本尊隨法不同事等」紙背文書

歴 史 研 究 室

本書は塔中蔵第106箱に収められているが、前半部を欠き、6紙を残すに過ぎず、原題も明らかでない。現存するのは「本尊隨法不同事」以下である。ここでは「本尊隨法不同事等」と仮称することにしたが、適当な名称ではなく、更に検討を加える必要がある。紙面には墨界線を施し、紙背には文書が見られる。この紙背文書には史料的価値の高いものが見られるのでここに全文を紹介することにした。これらはいづれも年紀が記されていないが、次に掲げるよう、建暦3年8月下旬書写奥書があり、それを測ること遠からざる頃のものと考えて大過ないであろう。

(奥書)

建暦三十八月下旬、於大聖院御所、北対部屋、以証本写了、

経 寛

この大聖院御所は仁和寺内の院家の一つで、御室御住居でもあつた。血脈類集記第9によれば、覺教大僧正(北院御室付法)の弟子に

経寛なる僧が見えている。彼は少納言律師とも呼ばれ、淡路大進源長経の息で、建保7年3月29日、仁和寺真乘院において覺教の付法を受けている。この経寛と本書を書写した経寛とは年代的にも、また仁和

寺と関係深い点においても一致するから、同一人物としてさしつかえなかろう。ところでこの紙背文書の第2・3・5紙の3通は後述のようにいづれも南都興福寺関係のものである。當時南都諸大寺は真言宗の強い影響を受けて密教化しており、僧侶の交流もしぎりに行われていた。こうした関係から経寛の手もとに興福寺関係の文書が入つたものであろう。

〔第1紙〕 法橋某呂狀 (9月27日)

東北院領越前國曾万布庄訴事、任折紙狀候、早可□進上淳段候旨

謹承□

連言、

九月廿七日

法橋□

〔後欠〕

(第2紙) 源為賢解 (後欠)

源為賢謹解 申請 恩裁事

請殊蒙恩賜、經御沙汰、任証文被亂改、為南京東山里、和津賀原山住人源太定尚、勾引所從じ人不当子細狀、

調進

為請引文案一通

定尚勾引下人交名一通

右雍燒案内、為賢有事縁、去正治元年、知行大和國伊奈津」庄之間、下遣定使男之處、為清盜取彼庄所當米、雖致一種種之惡行、偏往無為無事之心、令有沙法之刻、乘勝之除、背所之下知、相詣國徒、
入夜打於定使之宿所、殺害」定使并妻子所從等八人畢、即剝取為清

等「七人」⁽²⁾罪過之日、為清申云、所犯不及左右、罪過難追、然而「⁽³⁾」參之敵人免其罪者古今例也、仍可與一族引文、可」免今度之罪也者、任申請為賢取件引文、召仕彼七」已以經數十年之間、去

月九日、為清聖定尚竊金參」洛、招出為清女子等、逃籠春日御氣袖原山之條、所行」旨言語不及事也、加之被定尚者、度々有盡犯事、
即「時雖可減」、為賢雖分令沙法免了、何忽「⁽⁴⁾」不顧引文、可

勾引七人之輩哉、罪過不輕者也、望詔」恩裁、⁽⁵⁾經御沙汰、⁽⁶⁾彼袖預所寺林法⁽⁷⁾「⁽⁸⁾返」

(後次)

〔第3紙〕 和東袖沙法人等陳狀（折紙）

和東袖沙法人等陳申、

任解狀之旨相尋之處、件」折節自外土旅人無移住事、「但自権門去來者多人、雖被」注進其父名、雖知失軒、就中」往古御袖之書、來人之者無沙」法之出事、何況彼父名之輩、「不見不聞之者也、爭可致其」沙汰乎、披陳粗如件、

〔第4紙〕 經覽書狀並某返狀（9月14日）

只今便候へハ、大武阿闍梨此由申候了、恐々謹言、

謹承候了、今夕之還向ハ可」留候、但若指事出來候者、經⁽⁹⁾「一人不候とん、御遺恨不可候、⁽¹⁰⁾刑部卿阿闍梨宿所不知行」候、同自其可令贈給候歟、恐々謹⁽¹¹⁾、

九月十四日

謹⁽¹²⁾

〔英語〕 三位阿闍梨許「申遣候へハ、返事」如此候、今夕可⁽¹³⁾法性寺由、

承候之間、」止候也、謹言

〔第5紙〕 和東袖沙法人等陳狀（折紙）

〔第3紙と同文により本文省略、挿圖参照〕

〔第6紙〕 氏名未詳書狀（後次）

少御堂講衆申御布」施事、可申上候也、

暨用達内、建裏布、「明障子紙、可波沙渡候、「且御食へ請に可被進候⁽¹⁴⁾」山、沙法人申候也、

垂布事、去年波渡布不法」候云々、今年猶自此不法に候之由、「沙法人申上候、其も多候は、可沙⁽¹⁵⁾替候之處、只十余段候へハ、不及沙法昔」候、其外一切布不候之由、申候者、如何⁽¹⁶⁾可候哉、⁽¹⁷⁾雖應候、當時候物なれば、「可令進候は、同可進之由、申候、何様⁽¹⁸⁾候哉、恐々謹言、

(第5紙) 和東袖沙法人等陳狀

以下、前掲紙背文書について若干の説明を加えたい。

〔第1紙〕 この東北院は法成寺の一院で、もと上東門御所（京都一条南京極東）であった。法成寺の東北にあるところからその名が生れたという。曾万布庄はすでに兵範記仁安2年夏登紙背文書所取の長寛2年7月日越前國曾万布庄百姓等解にも東北院領として「御庄建立以来及百余歲」と記されており、古くから東北院領であつたことが知られる。

〔第2紙〕 大和国伊奈津庄預所源為質が、源太定尚に勾引された彼の所從7人を飭返せんことを求めたものである。延久2年の興福寺大和国雜役免坪付帳（東諸郡）に宇陀郡伊奈津庄があり、「^草伊奈津庄とはこの伊奈津庄のことであろう。なお伊奈津庄は現在の宇陀郡菟田野町伊戸の地であろうといわれる。和津賀原山については「南京東山里和津賀原山」とあるが、現在の奈良市東方地区には該当する現地名は見られない。しかも第3紙には和東袖があるの、この和津賀原山は和東袖内の原山（現在相楽郡和東町原山）のことではなかろうか。するとこれは山城國となり南京東山里とあることと矛盾するが、和東袖を含めて相楽郡内には興福寺（春日社）領が極めて多く、しかも奈良から近いため、和東袖を南京東山里内にありとしたものであろう。

為賢の主張によれば、源太定尚が勾引した所從7人はかつて伊奈津

□ (出⁹日⁹)
□ □ □

(後欠)

□ (眼⁵)
□ □ □

庄内に乱入して殺害等の非法を行い捕えられた為清一族であるといふ。即ち為清は罪過に廻せられんとした際、「所犯不及左右罪過難道、然而申參之敵人免其罪者古今例也、仍可与一族引文、可免今度之罪也」と申請うたため、為賢は「取件引文召仕彼七人」うこととした。

引文とは身曳——己の身を相手方に曳進める。即ち我と我が身を相手方の支配下に置き、その所從被官となる行為——の際に相手方に出す証文のことである。身曳が行われるのは生活に困窮して自分の身を売り又は債務の弁済に当てる場合、年貢公事不納の場合、犯罪により波官になる場合等種々ある。検断権の保有者が、犯罪人の身柄を押えて強制的に自己の下人所從とするのは異り、身曳の場合は自己の犯した罪を免れんがために、自分で自分の身柄を検断権保有者もしくはそれに強い影響力を及ぼす者に進めてその下人所從となるのであつてそのことによつて殺害・夜討・強盗・人勾引等の重罪を犯しても罪を免れることが出来たのである。この文書は中世の検断を考えるのに役立つ史料の一つである。

〔第3紙〕 興福寺領和東袖（山城國相楽郡）の沙汰人等が出したもので、袖への移住者の中に交名にあげられた者がいるか否かの間に對して不明であることを答えたものである。その内容から推すと、この陳狀は第2紙の為賢解と関連する文書の一つと考えられる。若干意味の翻み難いところがあるが、「但自惣門去來者多人、雖被注進其交名、雖知寳跡、就中往古御袖之留、米入之者無沙汰之出事」とあるように袖においては人の流入に関しては比較的ルーズであったことが知られる。近江國葛川庄における浪人のように、袖もしくは山間の庄園にお

いては外からの労働力の流入を勧迎するため、そこへの移住については特に制御を加えないのが通例であったのではなかろうか。

〔第6紙〕「明障子」紙とあるが、明障子が文献上に見られるのは平安時代末期からである。しかしそれが紙を用いたことを明かにする史料としてはこの書状は古い例の一つといえよう。（田中 稔）

註

(1)

『平安遺文』第9巻(5395号)、(P.3620)

(2)

『莊園史料』上巻

(3)

石井良助「中世人身法判推考2」(『法学協会雑誌』56巻9号)

(4)

第2紙が賢解には「春日御領袖原山」とあるが、寿永2年3月 日和東御袖工等申状(平安遺文第8巻、第5085号)によれば和東袖は興福寺領と考えられ、その一部の原山のみが春日社領であつたと考えられる。

(5)

牧野信之助「庄園内に於ける浪人」(『武家時代社会の研究』所収)

(6)

中村直勝「中世農民の生活」(『北園の研究』所収)

太田静六「春日験記に現れたる住宅建築と住宅調査とに就いて」(『建築学会論文集』第20号)

昭和38年度平城宮発掘調査概報

歴史研究室
建造物研究室

昭和38年度におこなつた特別史跡「平城宮跡」の発掘調査は、第12

、13、14、15、16次の5回にわたり、発掘面積は211アールにおよぶた。¹⁾ 第12次調査は、7月9日から9月26日まで、発掘調査事務所の西面方、第二次内裏中心部（6A AQ-C・D地区）にある20アールを発掘した。第13次調査は、8月2日から10月9日まで、通称一条通北側佐紀町南端（6A AO-F・H・I・K・V地区、6A AO-C・D地区）および6A AB-U地区の50アールを発掘した。第14次調査は、宮城南西隅（6ADH-F・I・J・K・L地区）55アールを12月7日から3月31日まで、第15次調査は、西面南門の周辺（6ADF-T・R・P地区）46アールを2月21日から3月31日まで発掘調査した。以下、調査結果の概要を報告する。

第12次調査

調査地域は、これまで3回にわたり調査した第二次内裏内郭の中央南部を占めている。おもな遺構は第2次内裏の建物と廊である。掘立柱回廊SC247は、11間分が検出され、既調査部分と合わせて、内側22間の全貌が明らかになった。回廊の約2.7m南には南面築地回廊の北雨落溝が東西に通つていて、廊の東西には柱心から約2.1mに幅約40cmの素振の雨落溝がある。この廊の西5.9mで、9間2間（柱間2.95m

等間の南北桟獨立柱建物SB650を発見した。

この建物は第6次調査で発見したSB440と8.85mをおいて平行柱列をそろえて南北に並んでいる。南面築地回廊の北雨落溝は内裏中軸線から東へ約43m発

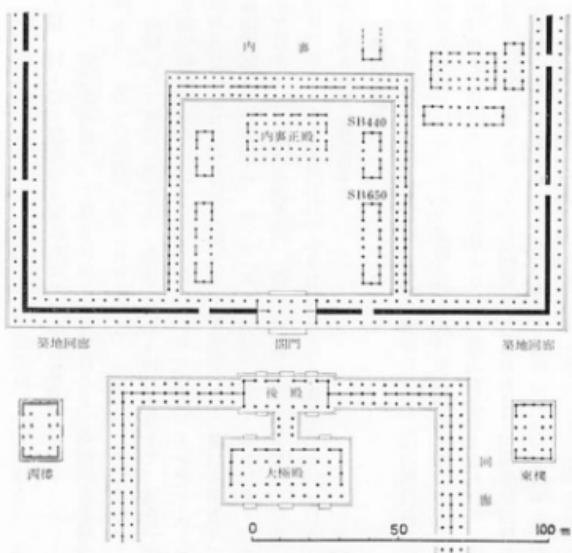
掘したが、残存状況は極めて悪く、SC247の接合部付近に溝石があつた。しかし、凝灰岩の散乱する雨落溝の痕跡は中軸線付近でも一直線につつており、内裏



第1図 第6・9・12次調査地域

2次内裏以外の遺構として櫛が2列ある。

第13次調査 第13次調査は、東地区(6AA-B-U_西、6AA-O-C、D_西)と西地区(6AA-O-F、H、I、K、V_西)は掘り出されなかった。



第2図 内裏大極殿一郭復原図

主な遺構は、建物11棟、築地1面、井戸1個所、溝2条、土壙2個所である。建物のほとんどは獨立柱のものであるが、SB440の小建物は小礎石をすえたものである。6AA-B-U地区一帯は地面が東に傾斜して下り、それを埋めて造営が行なわれた。遺構は配置抜況や柱穴の重複関係から少くとも次の5層に区分しう。⁴⁹

A期 6AA-B-U地区中央北邊、東西櫛柱行7間(柱間各8尺)建物SB795の一部を復出したのみである。⁵⁰

B期 建物3棟、築地1面が整然と配置される。田地区の東北部に、南北棟5間以上×4間(柱間各3尺)東西櫛柱行建物SB730がある。この建物の東側柱列の南延長壁上に東堀を有する。東西櫛柱行7間(柱間各6尺)の建物SB710(妻垣兼腰壁)も同様。妻の壁は5尺西に東西棟3間×2間(柱間各2.4尺)の建物SB808を有する。この南側柱列とSB710の北側柱列とは同一線上にある。田地区東端には築地

門門の位置でも表出しなく、門門の幅は築地回廊の幅と一致していると考えられる。

内裏に属する建物を平安宮内裏と比較する。SB440・650は宮陽殿、春興殿にあるものだが、横行が宮陽殿6間、春興殿が7間であるのに対し、SB440が6間、SB650が9間ではない。⁵¹ 第

柱列とSB710の北側柱列とは同一線上にある。田地区東端には築地地盤めを残すのみで、東縁は本造造成時に破壊され、現存の基礎地盤めの最大幅は6mである。田地区西北隅の土塹SK820はこの跡に屬し、出土した木簡から埋没時を天平末年に推定される。⁵²

C期 SK820埋土上に残された南北棟6間×3間(柱間各3尺)

東廻付建物SB818-A、その南10mに西側柱列をそろえて、南北棟2間以上×2間（柱間各3m）の建物SB805がある。この建物には床東柱穴がある。**6 AAO-D** 地区の北端にある3間×2間（柱間各2.2m）SB875-Aの期である。

D期 U地区の中央部西よりに東西棟5間×3間（柱間各2.4m）南北廻付建物SB775がある。

E期 U地区の中央北よりに東西棟6間×4間（柱間各2.4m）四面廻付建物SB780がある。井戸SE715-Aの期に属する。

以上の5期のほかに時期を証しがたい建物が數棟ある。なお、D地区のほゞ全城は市庭古墳（SX540）の前方部東側の周濠部分にあたり一部にトレンチを入れて玉石を敷き始めた外堤東岸を検出した。

△西地区Ⅴ

今回新たに検出した主な構造は、建物11棟、槽1列、井戸1個所などで、第2次内裏北面築地回廊SC060、その北の築地SC488などの東延長部も前年度に引きつき検出した。この地区的南半は市庭古墳前方部前面の周濠にあたり、平城宮當營時に埋没し、その上に建物を造営している。新たに検出された建物はすべて掘立柱のもので、配置状況や柱穴の重複關係から次の6期に区分しよう。

a期 F地区とK地区にまたがつた南北棟5間×2間（柱間各2.1m）の建物SB1080がある。他に遺構はない。

b期 K地区の中央部にある東西棟5間以上×5間（柱間各3m）の建物SB1000は身舎の梁行が3間のもので、西端は未調査だがおそらく西面廻になるものとみられ、6AAO区で最大の規模のものであ

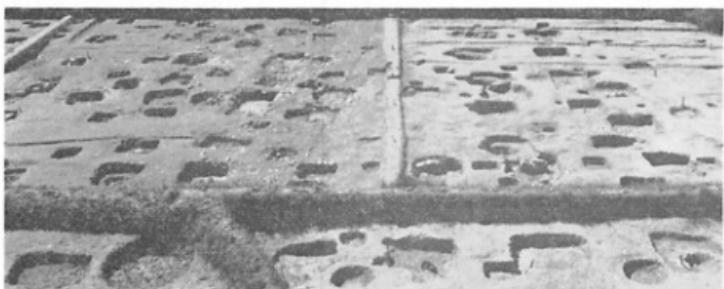
る。その6.5m北にある東西棟5間×4間（柱間桁行各2.1m、梁行各1.5m）南北廻付建物SB1065-Aの期のものかも知れない。

c期 K地区の東部に南北棟11間×2間（柱間桁行各2.8m、梁行各3m）の建物SB960がある。

d期 東西棟5間×2間（柱間桁行各2.4m、梁行2.7m）建物SB790はこの期に属する。

e期 SB1000南半に重なる東西棟6間以上×3間（柱間桁行各3m、梁行各2.8m）南北廻付建物SB1015がある。

f期 F地区のほゞ中央で、南北棟7間×2間（柱間各2.4m）建物SB1055を検出した。この建物の北第



第3図 SB1000 付近遺構状況



第4図 第13次調査地域実測図

6柱列の中央よりに小柱穴があり、間仕切りがあつたものと思われる。この間仕切り今までの5間の部分には、西に3m離れて小柱穴があり、西廻り柱頭などの存在も考えられる。このSB1055の北2mに東棟4間以上×3間（柱間各8.85m）南廻付建物SB1135がある。桁行梁行ともに2間の建物SB930と南北廻SA950もこの期のものであろう。この期の遺構は方位が北で西にふれる傾向がある。

第13次調査地域はいずれも第2次内裏内郭の北に位置し、第10・11次調査地域とともに内裏に付属する部分でおそらく平安宮の華芳坊、桂芳坊の前身的な地区と推定される。東端で検出された築地SC705は現地形からみて、第2次内裏外郭の東面築地とみられる。

発見された遺物で最も著しいものは、東地区的SK820から出土した年代の推定される一括遺物である。この土壙は方約4m、深さ2.3mで、底に厚さ5cmの遺物の堆積があつた。この堆積には本年報で別に述べた1869点の木簡とともに、多量の土器類、木器類、織維製品、瓦類、自然遺物などがあつた。この土壙は、おそらく短期間のごみ捨て穴らしく、埋没の年時は木簡の年号記載から天平19年8月をあまりへだたらないと推定される。土器類は土師器、須恵器が主で、三彩釉片、麻羅があり、さらには、席や籠の断片、松皮なども検出されている。自然遺物には栗、胡桃、桃、瓜などの種子類、木の枝や葉があつた。同じく木筒の出土をみたSK870は東西・南北ともに5mほどの

不整形なもので深さは1.3mと浅く、遺物保存状況は良くなかつたが、土器・瓦類のほかに漆冠断片、葦片などを検出した。この土礫付近の整地層中から、綠釉平瓦片が一枚分出土している。その他の地点からは、多量の瓦・土器類が出土しているが、U地区検出の数点の円鏡、鳥形鏡、八花縁宝珠鏡類や墨書き土器が注意される。

第14次・第15次調査

第14次調査は宮跡西南隅のGADH区で行なつた。主な遺構は宮城の南を限る大垣のほかに掘立柱建物5棟、櫛2列、井戸2個所がある。大垣は、南縁が現在の水路で破壊されて不明だが、幅8.5m以上、深さ0.5mの基礎地固めをおこない、その上に幅約0.5mの基底部の築地と北側に約1.5m幅の大走り部を設けている。築地は削平されていた。この築地の中心から12m南に隙があるが北縁を調査するにとどまつた。



第5図 挽
扇

調査地域の西北部で、側板を立て、内側から枠でとめた方形の井戸を検出した。側板は、各面一枚、上下一段、計16枚からなり、すべて木製の橋を転用したものであつた。木製橋は、下段5枚に用いたものが保存良好では×完形に近く、頂部を山形に作った長方形の材で、長さ150cm、幅54cm、厚さ3cm、表面中央に鋸がある。表面には、上下に鏽歯文、中央に逆S字形の文様を、黒、丹、白の三色で書いてい

る。上端木口部には、斜めに裏面まで貫通する小孔がほど3cm間隔に穿たれている。中央には上下約2cmをおいて2個ずつ小方孔が穿たれており、保持装置をとめる孔とみられる。この橋の寸法・文様・彩色は、延喜車人司式に記載のある隼人の威儀用の橋と合致している。上端の小孔は馬髪を編著するためのものであろう。裏面に文字・絵画の墨書・線刻をもつものがある。なお、紙に一枚に割れたものを横斜を打ちつけて再使用したらしく、裏面には模をとめる溝がえぐつてある。

この地域の下層には弥生式時代の集落跡があつた。検出された住跡は18個所、他に數条の溝や壙棺を埋葬した土塚2個所などがある。

第15次調査は第14次調査地域北方のGADH区で行ない、西面南門とそれに連なる大垣および建物2棟と櫛1列を発見した。西面南門は西半部が現在の道路下になり調査不能だつたが、調査した東半部では基壇は削平されており、わずかに地下に掘り込んだ基礎地固めが残存していた。その範囲は南北約32mで、大垣が門の中央にとりつくと仮定すると東西はほど14mとなる。建物は2時期にわたる各1棟で、いずれも門の北約15mの東西櫛の北側にあつた。なお、この地区の北半は中世の秋篠川の氾濫で破壊されていた。(本村豪草・鈴木充)

奈良国立文化財研究所要項

一、調査研究概況

A 総合研究

1 平城宮跡発掘調査

歴史研究室 桑原信郎 岛井清足

田中 順

岡田茂弘 本村豪章

狩野 久 八賀 道

河原純之

建造物研究室

杉山 信三 工藤圭章

牛川喜幸 森 薫

浅野 清 沢村 仁

河原純之 楠山信三

建造物研究室 鈴木 充 片桐仁

牛川喜幸 沢村 仁

河原純之 楠山信三

平城宮跡発掘調査室 齊藤 忠

本年度は第12—16次の5回にわたって調査をおこなつた。(本文2頁・35頁参照)

西大寺調査

美術工芸研究室 守田公夫 長谷川誠 清野智海

歴史研究室 田中 順 狩野 久

本年度は玉として昭和の調査(本文9頁参照)と

本世・近世文書の調査をおこなつた。

3 仁和寺の研究

建築研究室 杉山信三

歴史研究室 田中 順 狩野 久

本年度に引き続き、聖教古文書、主として塔中蔵の

収納品を調査した(本文31頁)。なお、過去数年間の調査成果の一部を「仁和寺史料」叢書

編」として公開した。

4 古代都城制の研究 平城京の復原的研究
(文部省科学研究交付金による機関研究)

歴史研究室 田中 順 球本角治郎 岛井清足 本村豪章

II 各個研究

B 各個研究

1 美術工芸研究室

2 工芸作品の研究

3 藤原彌刻の研究

4 仏像・人形文書の集成調査研究

5 奈良桂樹刻の研究

6 両界曼荼羅の思想構造とその國學的変遷に関する研究

7 平城京諸大寺を中心とする仏教繪画の調査研究

8 その他の調査

9 平城京周辺の小寺院に伝わる仏教繪画の調査し諸大寺との関連を資料のうえから研究している。

10 小学校体育館建設に伴う地下調査で、奈良県教育委員会に協力し、大安寺講堂・僧房・鐘楼・井戸などの構造を調査した。また、旧寺域の現地形の実測調査をおこなつた。

11 大安寺の発掘調査

12 調査をおこなつた。

13 調査をおこなつた。

14 調査をおこなつた。

15 調査をおこなつた。

16 調査をおこなつた。

17 調査をおこなつた。

18 調査をおこなつた。

19 調査をおこなつた。

20 調査をおこなつた。

21 調査をおこなつた。

22 調査をおこなつた。

23 調査をおこなつた。

24 調査をおこなつた。

25 調査をおこなつた。

26 調査をおこなつた。

27 調査をおこなつた。

28 調査をおこなつた。

29 調査をおこなつた。

30 調査をおこなつた。

31 調査をおこなつた。

32 調査をおこなつた。

33 調査をおこなつた。

34 調査をおこなつた。

35 調査をおこなつた。

36 調査をおこなつた。

奈良駒頭の形成とその伝流について調査研究するもので、現在広く南都諸大寺の資料収集に当つている。本年度は美術史、円成寺、飛鳥寺、蟹淵寺、奈良市諸寺三十五ヶ寺について調査した。

前年度に引き続き、九会金剛界曼荼羅の成立に焦点を置いて研究をおこなつた。

両界曼荼羅の思想構造とその國學的変遷に関する研究

清野 智海

河原純之

森 薫

浅野 清

河原純之

澤村 仁

鈴木 充

河原純之

澤村 仁

河原純之

杉山信三 工藤圭章 沢村 仁 鈴木 充

奈良県教育委員会に協力し、南法華寺礼堂・興福寺北円堂の遺構・遺跡の調査をおこなつた。

4 烏羽離宮の調査 杉山信三 牛川喜幸

京都府教育庁のおこなつた烏羽離宮の庭園遺跡の発掘調査に協力した。

5 奈良市内古民家・古社寺の調査

工藤圭山信三 工藤圭章 沢村 仁 鈴木 充

奈良市教育委員会の依頼により、奈良市内の古民家・古社寺の調査を実施した。

6 奈良県および京都府下の茶座敷と露地の調査

森 薩 牛川喜幸

奈良県下では依水園三秀亭と誠松庵跡付近一带の実測調査、称名寺独立庵および東大寺四妙坊など珠光好茶庵敷及露地の実測と関係資料の集取、宗珠松屋など奈良出身茶人関係資料の検討をおこなつた。

京都府関係では慈照寺東求堂、漱華亭跡付近、西芳寺湘南亭、北跡亭・繪道亭への通路付近・醍醐寺三室院月軒沈流亭付近、仙洞御所又斬花女院、御所寿山御茶屋跡付近、桂離宮竹林亭跡付近、修学院離宮鷺曲閣・止々齋跡付近その他の実測調査をおこなつた。

7 小堀造形関係資料の調査

森 薩 牛川喜幸

小堀造形居宅（伏見六地蔵、大阪天満、伏見豊後橋詰、京都六角堀川）の位置確認と建築関係資料の収集をおこない、寛永度大阪城指図中の敷地配置の間などの検討、延宝度（元和・道貞）五箇所指図の三つの敷地の茶屋敷と本源性院殿（高麗慶安四年指図の比較、伝承記・甫公伝書・孤迷庵

茶湯無尽藏・茶湯秘抄所収遠州関係茶座敷指図と城州伏見御田宅図の敷寄屋及び露地の比較検討をおこなつた。

8 養食時代仏堂の構架と小屋の発展（文部省科学研究費交付金による研究）

カードによつて整理して四種に大別分類し、兌行の深い仏堂の出現に伴つての小屋組の変遷をみてづけに努めた。

9 遺物・遺跡の写真測量による研究 牛川喜幸

写真測量を道路・遺物の調査研究に応用する方法について研究し、一部実施した。（本文24頁参照）

10 古代研究室

田中稔、狩野久

35年度以降叢書中の唐招提寺所蔵の古文書典籍の調査として、本年度は古文書を重点的に調査した。大半は平安時代初期以前に属する優秀なものである。

2 古代測地法の復原的研究（文部省科学研究費交付金による研究）

坪井清足

古代測地法には、真北と磁北を基準にする系統

古代測地法の復原的研究（文部省科学研究費交付金による研究）

坪井清足

古代測地法の復原的研究（文部省科学研究費交付金による研究）

坪井清足

研 究 講 題	種 類	研 究 担 当 者	交 付 金
古代都城の研究	機 間 研 究	鈴木 亜治郎	9,500,000円
第一部 平城京の復原的研究	各 個 研 究	坪井 清足	100,000円
古代測地法の復原的研究	同	田 中 稔	50,000円
古代土器生産の研究	同	狩野 久	80,000円
平城宮跡出土品との比較研究	同	杉 山 信 三	
鍾乳時代仏堂の構架と小屋の発展	同	同	
昭和38年5月25日（於本所）	1	西寺跡の調査と平安京の条坊	杉山 信三
平城宮跡の出土遺物	2	昭和38年11月2日（於本所）	田中 稔
仁王会本尊の展開について	3	大安寺免動形薩摩像について	狩野 久
平城宮跡出土の木簡について	4	平城宮跡出土の木簡について	清野 智海
昭和38年9月14日（於平城宮跡発掘調査事務所）	5	長谷川 誠	
平城宮跡発掘調査現地報告会	6		

の技術があつたとみられる。特に、後者の内容を究明するため、遺構物の熱残留磁気を測定し、古代の壁北の偏向の変化をたどる試みを実施した。さらにはその成果を分析し、航空写真・地図などによつて判明する古代地割と照合研究した。

3 古代土器生産の研究（文部省科学研究費交付金による研究）

田中 稔

平城宮出土土器は各地の生産地から供給されている。その出土品を中心に各地の生産地の製品との比較研究をおこない、古代土器の生産と供給の実態解明に努めた。

4 研究発表

西寺跡の調査と平安京の条坊

仁王会本尊の展開について

大安寺免動形薩摩像

平城宮跡出土の木簡について

長谷川 誠

昭和38年9月14日（於平城宮跡発掘調査事務所）

平城宮跡発掘調査現地報告会

二 組織

A 文化財保護法 埼玉 (法律第215号、昭和21年5月30日)

第二十条 委員会の附屬機関として文化財専門委員会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。
第二十三条 国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究資料の作成及びその収集を行ふ。
2 国立文化財研究所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	所	位	置
東京国立文化財研究所	東京	都	
奈良國立文化財研究所	奈良	市	

4 3 国立文化財研究所には支所を置くことができる。
則て定める。

B 奈良國立文化財研究所組織規程

(昭和21年7月25日付明第5号)

年 度	名	務	担 当 者
昭和29年度	第一冊 佐藤源藏の研究	修学社編著	小林 剛
昭和30年度	第二冊 佐藤源藏の復原的研究	森 蘿	森 蘿
昭和31年度	第三冊 文化古跡調査	小林剛・森蘿・杉山信三・田中一郎・田中稔	小林剛・森蘿・杉山信三・田中一郎・田中稔
昭和32年度	第四冊 奈良時代僧坊の研究	浅野 清・鈴木嘉吉	浅野 清・鈴木嘉吉
昭和33年度	第五冊 飛鳥寺発掘調査報告	坪井清足・鈴木嘉吉	坪井清足・鈴木嘉吉
昭和34年度	第六冊 中世庭園文化史	森 蘿	森 蘿
昭和35年度	第七冊 西都大食堂発掘調査報告	坪井清足・鈴木嘉吉	坪井清足・鈴木嘉吉
昭和36年度	第八冊 文化古跡調査	小林剛・守田公夫・浜田 邦・坪井・鈴木・田中(慈)・工藤・田中(雄)	小林剛・守田公夫・浜田 邦・坪井・鈴木・田中(慈)・工藤・田中(雄)
昭和37年度	第九冊 平原寺発掘調査報告	杉山 信三	杉山 信三
昭和38年度	第十冊 平城宮跡Ⅰ・云泉寺坂東宮跡発掘調査報告	杉山 信三	杉山 信三
	第十一冊 院家建築の研究	坪井清足・鈴木嘉吉	坪井清足・鈴木嘉吉
	第十二冊 巧妙な構造施設	小林 剛	小林 剛
	第十三冊 宮殿建築の立地の考察	森 蘿	森 蘿
	第十四冊 「レース」と「金銀糸刺繍」に関する研究	守田公夫	守田公夫
	第十五冊 平城宮跡発掘調査報告Ⅱ	坪井・鈴木(嘉)・田中(慈)・工藤・田中(雄)	坪井・鈴木(嘉)・田中(慈)・工藤・田中(雄)
	第十六冊 平城宮跡発掘調査報告Ⅲ	坪井・鈴木(嘉)・田中(慈)・工藤・田中(雄)	坪井・鈴木(嘉)・田中(慈)・工藤・田中(雄)
	—— 内東地域の調査 ——	坪井・鈴木(嘉)・田中(慈)・工藤・田中(雄)	坪井・鈴木(嘉)・田中(慈)・工藤・田中(雄)

三 研究成果刊行物

奈良國立文化財研究所学報

昭和29年度	第一冊 南無阿弥陀作帝釋復製
昭和30年度	第二冊 西大寺佛母像記述
第三冊 仁和寺文書 寺誌編一	

奈良國立文化財研究所史料

- 2 平城宮跡発掘調査部に、その所掌事務を分掌させるため、次の五室を設く。
第一調査室 第二調査室 第三調査室 第四調査室
保存整理室
- 3 奈良國立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため、應務課、決の三室及び平城宮跡発掘調査部を設く。
美術工芸研究室
建物研究室
- 4 平城宮跡発掘調査部に、その所掌事務を分掌させるため、次の五室を設く。
第一調査室 第二調査室 第三調査室 第四調査室
保存整理室

史料調査室

(昭和三四年八月一日現在)

(庶務課の所掌事務)

第一条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一 別に文化財保護委員会から委託を受けた範囲における職員の人事に関すること。

二 公文書の接受及び公印の管掌その他の庶務に関すること。

三 経費及び収入の予算、決算その他の会計に関すること。

四 行政財産及び物品に関すること。

五 職員の福利厚生に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務を処理すること。

(美術工芸研究室の所掌事務)

第三条 美術工芸研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書籍その他の有形文化財及び工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(建物研究室の所掌事務)

第四条 建物研究室においては、古跡物に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(歴史研究室の所掌事務)

第五条 歴史研究室においては、考古及び歴史に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(城郭宮殿調査部の五室の所掌事務)

第六条 平城宮第一調査室、第二調査室及び第三調査室においては、平城宮跡に関する史料の収集及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

2 保存整理室においては、平城宮跡の遺構及び出土物の保存整理並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

3 史料調査室においては、平城宮跡に関する史料の収集及び調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(所長)

第七条 奈良国立文化財研究所所長を設く。

2 所長は、所務を總理する。

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則

四職員											
所屬氏名											實職
美術研究室	所長										
本村輝井	同										
豪草清足	同										
同 文部技官	同										
室長	同										
同 考古(歴)	同										

所屬氏名												所屬氏名
所屬氏名											官職	相當
調査室	室長	同										
資料	同	同										
調査室	同	同										
古(歴)	同	同										
(建)	同	同										

(主)は平城宮跡発掘調査課、(歴)は歴史研究室、(建)は建築研究室、(古)は考古学研究室、(同)は同科課を示す。

(建)は

ANNUAL BULLETIN
OF
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES

1964

CONTENTS

	Page
Preface.....	1
Wooden Writing Tablets discovered at the 13th Survey of Nara Palace Site.....	2
Brief Report on General Investigation of Saidaiji Temple.....	9
Investigation of Art Objects in Maizuru District of Kyoto Prefecture	15
Manuscript Plans of Tea-room of Gosaiin Palace	21
Application of Photographic Survey to Research of Cultural Properties	24
Brief Report on Excavation of Ichijoin Monastery.....	26
Old manuscripts relating to Mediaeval Manors owned by Ninnaji Temple.....	31
Brief Report on Excavation of Nara Palace Site during 1963.....	35
Organization and Activities of the Institute	40

PLATES

- Wooden Writing Tablets unearthed from Nara Palace Site.
Wooden Shield "Hayato-no-tate" (8th Century) unearthed from
Nara Palace Site.
Bronze Percussion Instrument "Kei" with Peacock-design owned
by Taneji Temple.
Round Earthenware Ink-tablet unearthed from Ichijoin, Kofukuji
Temple.
Head of Wooden Bodhisattva owned by Toshodaiji Temple.